

令和6年3月定例会会議録

令和6年豊郷町議会3月定例会は、令和6年3月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
教 育 次 長	西 山 喜代史
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記
	喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|----------|--|
| 議 第 1 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議 第 2 号 | 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議 第 3 号 | 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議 第 4 号 | 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議 第 5 号 | 契約の変更につき議決を求めることについて |
| 議 第 6 号 | 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 7 号 | 豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 8 号 | 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 9 号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 10 号 | 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 11 号 | 豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 12 号 | 豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 13 号 | 豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 14 号 | 町道路線の認定について |
| 議 第 15 号 | 令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第8号） |
| 議 第 16 号 | 令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号） |
| 議 第 17 号 | 令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） |

議第 1 8 号	令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 1 9 号	令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 2 0 号	令和 6 年度豊郷町一般会計予算
議第 2 1 号	令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
議第 2 2 号	令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
議第 2 3 号	令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
議第 2 4 号	令和 6 年度豊郷町水道事業会計予算
議第 2 5 号	令和 6 年度豊郷町下水道事業会計予算
発議第 1 号	豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
発議第 2 号	豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例 の一部を改正する条例案

一般質問

村岸議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、これより令和6年3月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

まずは、令和6年1月1日、午後4時10分に石川県能登地方を震源とする最大震度7を観測した大地震の発生によりお亡くなりになりました多くの方々のご冥福をお祈りいたしまして、黙祷をささげたいと思います。皆様、ご起立のほど、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。傍聴の方もご起立のほど、よろしくお願いします。

それでは、黙祷。

(黙 禱)

村岸議長 お直りください。

ご協力ありがとうございました。お座りください。ありがとうございました。

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

そうした中でも、特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴の方につきましては、静かに傍聴をしていただきますようよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、鈴木勉市君、11番、河合勇君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間としたいと思います。これにご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より２５日までの２１日間と決しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法の規定により、令和５年１０月分から令和５年１２月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承願います。

続いて、委員会報告を行います。

鈴木議会広報常任委員会委員長、報告をお願いします。

鈴木議会広報

常任委員長 議長。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議会広報

常任委員長 おはようございます。議会広報常任委員会報告を行います。

議会広報常任委員会は、とよさと議会第９１号の発行に向けて、この間、４回の委員会を開催をいたしました。発行に向けて、基本的には委員会で議員が責任を持って発行することを確認をいたしました。

具体的には、発行に当たり、表紙を新しくすることとし、３種類の候補の中から、委員の協議の中で選びました。表紙の写真も、委員会の中で担当を決め、幾つかの候補写真の中から決定をいたしました。体裁も、これまでの６段組みから５段組みに変更することといたしました。少しでも読みやすいものにしよう、ページ立ても委員会で意見を出し合いました。今後も町民と議会のかけ橋になれるような議会だよりを目指していきたいと思います。

以上で議会広報常任委員会報告を終わります。

村岸議長 ご苦労さまでした。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、議第１号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

まず初めに、本年元日に発生しました令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお1万1,449人の方が避難生活を送られております。被災されました全ての皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

被災地への支援といたしましては、1月3日に知事との連絡を取り、県と6町が協力して4日から飲料水を提供すべく準備をいたしました。しかし、道路の損傷が激しいのと、大雪等で現地に到達することが困難であることから、断念をしたところでございます。今後も要請があり次第、支援に参りたいと思っております。

また、人的支援につきましては、国から県を通じて能登町の各種申請受付事務の支援に1名と、避難所の運営支援として2名を今月中旬から職員を派遣する予定であります。職員の貴重なノウハウを共有し、町の防災事業に生かしてまいりたいと考えております。被災地の一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げますところでございます。

さて、本議会には同意案件4件、契約議決1件、条例改正8件、認定1件、令和5年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算5件、令和6年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の当初予算6件の計25件の議案を提案させていただいております。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員である豊郷町大字吉田1240番地、三木英治氏が令和6年3月31日付で任期満了となりますので、続けて再任をいたしたく、その選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るものでございます。

任期は令和6年4月1日から3か年でございます。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 1 号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 1 号は原案のとおり同意されました。

日程第 5、議第 2 号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第 7、議第 4 号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 2 号から議第 4 号の豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって豊郷町公平委員会委員の任期が満了することから、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任命しますのは、大字雨降野 206 番地、昭和 28 年 8 月 1 日生まれ、西山啓吾氏、大字高野瀬 6 番地 3、昭和 27 年 7 月 5 日生まれ、棚池薫氏、大字雨降野 246 番地、昭和 32 年 3 月 30 日生まれ、赤塚吉博氏。

なお、任期は本年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間です。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 2 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 2 号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第2号は原案どおり同意されました。
これより議第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第3号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第3号は原案のとおり同意されました。
これより議第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第4号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第4号は原案のとおり同意されました。

日程第8、議第5号契約の変更につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第5号契約の変更につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和5年6月議会において、契約締結の議決をいただき、令和5年度工事第2号豊郷小学校旧校舎群修繕工事について、仮設足場の追加、屋上防水目地処理の追加、窓枠浸透防水工の追加、床板張り替えの追加、壁及び天井漏水修繕の追加、駐車場区画線作業の追加、テレビアンテナ線及び室内電灯補修の追加に生じ795万3,000円の増額となることから、変更後契約金額は1億6,063万3,000円となります。この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員　はい。

村岸議長　今村議員。

今村議員　ただいまの議第5号の契約の変更につき議決を求めることについてですけれども、この変更の中身は説明をいただいたんですが、これについては、今回の契約変更で行われた金額は、これも国の交付金の対象になるんですか。それとも、それは追加工事だから、町単独費用として出しなさいという話になるんでしょうか。追加、追加となると町の負担も増えますので、その辺の財政の方の説明をお願いいたします。

総務課長　議長。

村岸議長　清水総務課長。

総務課長　それでは、今村議員のご質疑にお答えをします。

今回のこの工事につきましては、そもそもが単独事業でございますので、国の交付金のどうかはございません。

以上です。

今村議員　議長。

村岸議長　今村議員。

今村議員　単独事業という説明をいただければ、全額町、投資的経費として町が全額出しているというわけですね。こういうやっぱり増額がよく豊郷では出てくるんですが、増額というのを最小限に食い止める、今後のそういう、どういうことをしたら、そういうのが減らせるのか、当初の設計見積りもありますし、工事のそういう積算もありますし、旧校舎につきましては、大型改修工事も行われているところですので、町民感情を考えると、引上げが出てくるというのはなかなか町民の皆さんにご理解いただけないところなんです。今後はそういう引上げになる場合というのは、どういうふうに工夫したら当初の町の設計、積算、工事の見積り額から引上げにならないように努力できるというのは、どういうことを考えたら工夫ができるのか、最後にそれを聞きたいです。

総務課長　議長。

村岸議長　清水総務課長。

総務課長　それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回の工事に限らず、町といたしましては、もちろん増額の変更がないようにしたいというふうに思っておりまして、当初の設計、積算の中で最大限見積りをさせていただいているところでございます。

ただし、今回の工事につきましては、屋上の防水等でございますけれども、古

い既存の層をめくってみたら予想以上にクラックが入っていたでありますとか、また今回、先ほどもありましたけど、元日の地震の影響で、渡り廊下に若干のクラックが入ったりとか、当初の設計で想定されてない、想定を上回る部分がありましたので、今回増額というふうになっております。

ただ、今回の増額につきましては、約800万程度ということで、当初の設計、当初というか、当初契約額に対しまして、5%程度の増額で抑えられていることから、それなりに適切な積算ができていたのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

河合議員 議長。

村岸議長 11番、河合議員。

河合議員 お聞きしますけど、物があるから処理をせなあかんと。聞いていると、これも皆さんの血税ですよ。自分の家と置き換えて物をしゃべると、当たり前の話や、こんなことは。ここ触ったら、ここ触りゃあ、ここも触るって、こうなってくるんや。自分の家として一遍考えてやってみたら、住民さんは納得しますよ。もうこれ以上増額というのはありませんか。

今、約七百九十何万何千円って、約800万の増が上とんねんけど、今、私は何が言いたいかというと、これからの世代になってくると、正直言うて、私はお荷物じゃないかと。一度、町長、一遍、一度アンケートを取ったらどうですか。何年後には次の修繕にはしないと、そのようなことをやってもらわないと、いつまでたっても、この建物は存続しますよ。私はそう思いますよ。憎まれても、憎まれても構へんから、私は今、ここへ来てしゃべっていますけど、私はそう思います。

一度考えて、住民さんにアンケートを取ってもらって、今後また何年後、何年後には大きな金が発生しますよと。ご理解の上でやっておられるんなら結構ですよ。一概にここのあちこちを残せ、残せ、残せって、残すばかりが話じゃないですよ。今後のことをちょっと、孫世代のことを考えてやると、とてもかわいそうでたまらない、私は。ほかの件に関しては金がない、金がない、こういうことに関しては金を使うて、納得しませんよ、住民は。一度アンケートを取って、何年後にはもう修理もしないというようなことを断言して、また、それと、これ以上の増額はないか答弁してください。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回の工事につきましては、増額につきましては、これで、これ以上の増額は
ございません。これで工事の最後の仕上げをしまして、今月中に完了検査をする
予定をしております。

また、後段の今後の維持に係ることに關しての住民アンケートのところで
ございますけれども、今現在、旧校舎につきましては町の観光の目玉というふう
になっておりますが、議員のおっしゃるとおり、多額の維持費がかかっております。
また、アンケートにつきましては、町長等とも相談させていただいて、検討を
させていただきたいと思います。

以上です。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 今の課長の答弁では、これ以上の修繕の増額はないと言いましたので、ほ
んまに上がらないようにしてください。

それと、この件につきまして、一体何を根拠にどれだけ観光客が来ているのか。
私、以前にも言うたと思いますが、何回も。休みのときに出入りしとんのやから、
何人来ているか、私、分からないと思うんですね。たとえ50円でも、100円
でも、経費がかかるとんねんから、あそこは。何人入ったか、年間何人来たかと
いうのは把握できてませんやろう。駐車場にしろ、人にしろ。1回それを把握し
て、私はしたらどうだと思いますけど、何を根拠に観光、観光と言って、私
はちっとも何が観光かって意味が分からんけど、あの建物は、私にしたら。ほん
で、残せ、残せと言う方が反対したんやから、この工事に、修繕工事に。そう
でしょう。何が根拠に反対したんか知らんけど、業者が兄弟業者やから駄目だとか、
私が町で育ったたら修繕しませんよ。反対したんですから、残せ、残せと言う
方たちが。

ちょっとほんまにアンケートを取って、住民さんの、しっかりと、今この中
でも私は、この改選前にもちょっと話したことがあるんやけど、控室で。正直に言
いますよ。残せという方はおらんですよ。あんなん壊してもええんちゃうかと。
私は今ここで立って、先ほども言いましたけど、憎まれても構へんから、私はこ
れ以上の金がかかるときには、かかったときには、解体すべきやと思いますよ。
私はそう思います。

もう増額はないっちゅうんやから、アンケートだけは一遍取りあえず、それと
人の出入りも把握できるようにして、発表できるようにしてください。そうで
なかったら観光地とは言えませんわ。黙って来て、黙って帰って、うろうろ歩いて

いますけどね、ふだん。見ていますけど、あそこは休みになったら開門して、そのときはちゃんと、警備員はふだんはおりませんから、イベントしか、ふだんは。ほんで、ちょっと分からんので、ちょっとほんまに把握をできるように、住民さんにこれだけの方々がこの施設を利用されていますよと言えるような確たる数字をできるように、ちょっと何かの形で頑張ってください。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、河合議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

あの施設につきまして、観光客ですけれども、ちょっと今、数字は持っていないので、あれですけれども、産業課の方におきまして、年間の観光入込客数という統計がありまして、そこで数字は取っていますので、何人かというのは把握は、推計ですけれども、させていただきます。

確かにコロナの影響で大分お客さんは減りましたが、今年度につきましては大分増えてきているということで、たまたま私もこの間、3日の日に現地に行ったんですけど、ひなめぐりのおかげで駐車場が満車になるほどお客さんが来ておられたので、それなりに効果があると思います。

また、議員おっしゃるように残す、壊すの意見の部分でございますけれども、これにつきましては、平成の十何年か頃のこの議論が行われたときに、議員もご承知のとおり、今後維持費がかかるというような面からも解体という意見と、それでも残すという意見がございまして、現在のとおりになっているということでご承知いただきたいと思います。

また、ちなみにですけれども、一応現地には、土日には警備員の方を配置しまして、内部の巡回とか行っておりまして、それなりに人数の把握と現状の把握をしていただいております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 本田議員。

本田議員 今、答弁がありましたように、豊郷町の1つの歴史的建造物があるということの評価は定まってきていると思うんです。今、この騒動が起こってからもう25年ほどたちますが、町においても、これが非常に価値が高いという評価でもって、予算もつけ、やってきたんです。だから、工事契約についての議論はまた別途です。歴史的評価という点とは別途です。

そういう点では、評価の定まったものに対しての議員の意見が一部ありましたけれども、しかし、これは多くの町民の皆さんが力を合わせて残し、今やインバ

ウンドの求める人たちというのは、こういった形の建造物が残っているところにたくさんの観光客が来るという状況が全国でも広がっています。そういう点でも、もしこれがなければ、豊郷町へ来る人もほとんどないのではないかと思うんです。そういう点で、ぜひ運用を活用できるような方向でこそ発展があると思いますので、その点での町の評価についてお聞きしたいと思います。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 本田議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回の議案につきましては、工事の変更契約についてでございます、あの建物の歴史的評価等につきましては、議題のほかになりますので、お答えを差し控えますさせていただきます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第5号契約の変更につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

日程第9、議第6号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第6号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例で定める消防団員等の損害補償基礎額について、所要の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第 6 号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 6 号は原案どおり可決されました。

日程第 10、議第 7 号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 7 号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和 6 年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するよう地方自治法が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第 7 号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 7 号は原案どおり可決されました。

日程第 11、議第 8 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 8 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年度の国民健康保険納付金が県から示され、医療の高度化による医療費の増加や少子高齢化による被保険者の減少といった実情を踏まえますと、現行税率では不足が見込まれるため、国民健康保険運用基金を活用した上で税率を改正するものでございます。

豊郷町国民健康保険税条例第 3 条第 1 項、第 5 条、第 5 条の 2 については、基礎課税額（医療分）、第 6 条、第 7 条の 2、第 7 条の 3 については、後期高齢者支援金等課税額、第 8 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 については、介護納付金課税額について、それぞれ所得割、均等割、平均割の税率改正に対する所要の改正、第 2 3 条については、国民健康保険税の減額に対する所要の改正でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 3 9 条の規定により、議第 8 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第 8 号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 1 2、議第 9 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 9 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

第 9 期介護保険事業計画における介護保険料について、保険料の基準額を月額 6,700 円と決定したこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、計画年度である「令和 3 年度から令和 5 年度」

を「令和 6 年度から令和 8 年度」までの 3 か年間に改め、介護保険法施行令第 38 条第 1 項各項に掲げる第 1 段階から第 13 段階の基準割合に基づき、保険料率の改正に伴うそれぞれの金額の改正、ならびに低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、第 1 段階から第 3 段階の軽減を引き続き実施するよう、実施年度を令和 6 年度から令和 8 年度に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員　議長。

村岸議長　12 番、今村議員。

今村議員　それでは、議第 9 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、2 点質問したいと思います。

1 点目は、第 8 期の介護保険料に比べて、標準月額で 300 円の引上げ、6,400 円の標準月額が 6,700 円の引上げにすることによって、段階、階数につきましては、前回も高額所得者の高齢者の方には負担額を上げていただくということ、豊郷町では 8 期においても 12 段階まで段階をつくりましたけれども、結果としては、そういう 65 歳以上の高額所得者というのは、本町におきましては非常に少ないということが結果として出ていましたが、今回国が能力に応じて、能力のある人はもっと保険料は上げるべきだという、こういったことを厚労省の介護保険料策定部会の方でいろんな国の試案も出ていまして、そういった中で、うちもそれに倣って 13 段階制ということで、今回、介護保険料の保険料基準額に対する割合も含めて引き上げておられるんですが、そこで 1 点聞きたいのは、豊郷の介護保険標準額は第 9 期で標準月額 6,700 円ですけれども、それから一番高い高額の方で、2.4 倍の月額で 1 万 6,080 円という金額で設定をされておりますが、この標準月額というのは第 5 段階、世帯が課税でも、65 歳以上の本人は住民税非課税という方が対象になる世帯ですが、その世帯が大体 340 人ぐらいいらっしゃるんです。それと、一番上の世帯、2.4% の最後 13 段階で、町の加入者数というのは 13 人ほどおられるんですが、この段階で標準月額の第 5 段階の引上げ額と 13 段階の引上げ額、引き上げたときの額で、その差異はどのくらいあるんでしょうか。

私、介護保険料というのは非常に、消費税と同じで逆進性が高いと思うんですよ。第 1 段階の人は軽減もかかりますけれども、計算してみますと、国民年金、月 4 万円、年間 48 万、こういった方々は第 1 段階で軽減も受けられます。しかし、それでも第 1 段階で、年額で 2 万 2,920 円の負担をしなければいけません。そして第 5 段階、この第 5 段階って本人非課税だから、世帯で子どもさんやらと

同居していて課税になっていても、本人は非課税でも第５段階。ですから、同じように年金が４万円で年額４８万円の人にとっては、第５段階の年間の負担額は８万４００円になります。

そうしますと、基本的に介護保険料って年金天引きですよ。年金から先取りされるんですよ。だから、月６,７００円というのが２か月分、１万３,４００円が年金の２か月支給のときに一緒に引かれるんです、原則。そうすると、すごい負担額が大きいですよ。収入は年金のみで、同じ収入でもこれだけ、第１段階、第２段階、第５段階。それから、次の６段階にしても、これ、本人課税。合計所得が１２０万未満、これでいきますと、大体住民税非課税になるための年金の金額は月額で１２万４,０００円、年額で１４８万８,０００円、そういう方々は月８,４００円払わなあかん。８,０４０円ですね。９万６,４８０円が年額です。こういうのを見ていると、非常に保険料。

村岸議長 今村議員、質疑はもっと簡明にしてください。

今村議員 説明してる。すみません。

村岸議長 もっと簡明にしてください。またそういうのは委員会の方でやってもらったら結構ですので、こっちの方は簡明にやってください。

今村議員 そういうことで逆進性が高いという中で今回の引上げをした理由、それと、基金から繰り出す金額が約３,０００万、この少なさをすごく私は思いましたが、なぜ基金から、第８期介護保険準備基金からもっと出さなかったのか、その点について、２点質問を行います。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

保険料額の基準額につきましては、国に基づきます基準額に対する割合に伴いまして、年間の保険料を頂戴させていただく形になります。基金につきましては、保険料を計算させていただきました給付費額、国からの交付金など、全員協議会の方でご説明させていただきました中で、保険料の必要となった額をお示しさせていただいたところでございます。

基金につきましては、第１０期、１１期以降、１２期にまたぎまして、高齢者の率が非常に多くなってまいります。また、今期９期につきましても、給付費の伸びにつきまして対応させていただきたく、基金の取崩し額につきましては、議員全員協議会の方で説明させていただきましたような結果で取崩しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

今村議員 再質疑。

村岸議長 今村議員。

今村議員 私が今質疑させていただいたのは、この保険料設定について、そのうち計算は逆進性が高いということで、第５段階の３００人を超える人がいらっしゃる。第１３段階は僅か１３人が町の試算で出ておりましたけれども、その引き上げた額は第５段階では３年分で幾らか、そして、第１３段階の引き上げた額は３年分で幾らでしたかということをお聞きしたんですけど、お答えいただけませんか、それは試算をつくる時に計算済みだと思うんです。

それと、基金がなぜ半分以下しか投入されないのか。１０期、１１期にかけて高齢者がさらに増えていく、そんなことはあり得ないですよ。なぜかといえば、この９期が戦後、団塊の世代、戦後のベビーブームで団塊の世代と言われた方が、もう８０に到達するんですよ。悲しいことに、豊郷町は高齢者の中でも８０歳以上、８５歳以上の住民さん、高齢者の人口が全国平均よりも低いために、国の後期高齢基準の中では高齢者が少ないから、そのたびに調整交付金が行くという、こういったことが起こっていますが、本当にこれは歴史的な、豊郷町の住民の高齢者の皆さんの苦難の歴史がそこに表れていると思うんです。

そういった中で、１０期、１１期に後期高齢に行かれて、８０、国は１００年時代とか言いますが、豊郷でそれだけ長寿を全うされる方が今後増えるかという試算は、私は個人的には減っていくと考えておりますが、いかがですか。そういう面では、課長は１０期、１１期でそういった介護保険の認定を受けられる高齢者が、長寿によって８５歳、７５歳以上からぼちぼち出てくるんですけど、増えていくということを確認しておられるんですか。その点について再度答弁してください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

高齢者と認定率につきましては、全員協議会の資料でお示しさせていただきましたとおり、将来人口と高齢化率、また、認定者の推計に基づきまして、増えていくということをお答えをさせていただいたところです。

以上です。

今村議員 いや、あれ、減ってたで、１０期に入ってから。

村岸議長 ほかに質疑は。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木議員。

今村議員 あれ、最初の方、答えてないよ。第5段階と13段階の引上げ額は幾らだったんですか。それぐらいできるでしょう。言うてください。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

お答えできてませんで、申し訳ございませんでした。第5段階の方につきましては、年間3,600円引上げとなります。また、第13段階の方につきましては、年間3万9,360円の引上げの見込みとなっております。

以上です。

今村議員 その人数分の金額ですね。はい。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。2点お願いします。

1点目は、今まで若干議論がありましたけど、全員協議会に示された資料では、保険料を下げる要因の1つとして、介護準備資金を960万取り崩すことによって、保険料を406円引き下げることができて、設定されたという説明でしたが、その取崩し額を単年度で960万円に設定した理由といいますか、資料は頂きましたけども、960万円に設定した理由について説明をお願いできればと思います。

2点目は、これも全協で頂いた資料を、第9期の総給付費3年間を計算してみましたら、間違っているかもしれませんが、3年間で18億3,056万6,000円に設定をされていたと思うんですが、総給付額を幾らに算定するかで保険料が大きく変わってまいりますので、この第9期の総給付費を、計算が間違っていたらご指摘いただければと思いますが、18億3,056万6,000円に設定された根拠というか、その理由について説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

全員協議会でご説明させていただきましたように、基金につきましては、取り崩さない場合の保険料が9期中7,107円となりました。現在の保険料の6,400円と同程度とした場合におきましては、5年度末の基金の見込額と同程度であります4,500万円を取り崩す結果となりました。半減程度であります基金を導入することといたしましたのが、第9期中に不足が見込まれる場合とか、あと、先ほど言いましたように、次期改定に向けての保険料の充てていきたいという思いで半減程度とさせていただいたところでございます。

また、一部基金につきましては、留保の方をさせていただきたいというふうに提案させていただいたところでございます。

また、総給付費におきましては、鈴木議員がおっしゃいました金額となりまして、すみません、資料がすぐ出てきません。申し訳ございません。

鈴木議員 議長、再質疑いいですか。

医療保険課長 すみません、おっしゃいました金額となります。失礼いたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議員 説明は分かりましたが、申し上げたいのは、質疑したいのは、960万円の取崩しで406円引き下げられるということは、保険料を1円引き下げるのに必要な額はおよそ2万4,000円になります。ということは、逆算すれば、少なくとも、あと720万基金を取り崩せれば、逆算で300円引き下げることができますから、この第9期は300円引き下げなくても、最低ですよ、最低8期の保険料で維持できるという計算で、あと720万取り崩す、そのような検討はされなかったのかどうか1点です。

もう1点、総給付費が私の額で、計算で合っていると回答いただきました。第8期の総給付費は、この前期ですが、第8期の場合は、第7期に比べて総給付費がおおよそ106%ぐらいだったと記憶しています。第9期は、第8期に比べて107.3%になっているんです。介護保険料は、介護保険の総給付額に国が示す率、今年は二十何%、二十四、五%になっているんでしょうか、を掛けた数を65歳以上の人数で除した額が基本になりますから、この総給付額をどのように設定するかで保険料が大きく変わります。

ちなみに、この総給付額を前期並みの、前期の106%の増で抑えますと、それだけで、1%引き上げるだけで総給付費が約1億8,000万円の減になります。こういたしますと、大きく保険料が変わってくるのではないかと思います。再度、この18億何ぼで設定された給付費の設定について、どういう検討をされたのか、回答をお願いしたいと思います。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質疑にお答えさせていただきます。

基金の全額投入につきましては、検討の方をさせていただきまして、策定委員会の方に投げかけさせていただいております。その結果、基金の取崩し額を半減程度ということで決定させていただいたところでございます。

また、保険給付費につきましては、介護保険料を算出するに当たりましては、

前提となる高齢者人口の推計を行わせていただいて、その人口推計のうち、高齢者、どれぐらいの方が要介護認定を受けられるのかというのを見える化システムを用いて推計の方をさせていただいております。見える化システムにつきましては、今年度9期におきましては介護報酬の改定が行われ、増減が行われる単価を基に、どれぐらいサービスを使われるかというのを大きく推計させていただいています。その単価を掛け合わせることで必要な給付費というのを推計させていただいています。それに基づきまして、総給付費の方を提示させていただいたところでございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質疑。鈴木議員。

鈴木議員 最後です。いずれにいたしましても、基金の取崩しがやっぱり低く見積もられているのではないかと。逆に、給付費が高く見積もられているんじゃないかと思うんですが、これらの見直しなどによって、保険料を終えることが可能ではないかと思うんですが、そのような工夫をできないかを最後に町長にお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木委員さんの再々質疑にお答えいたします。

全協でもお話ししましたように、第8期は調整交付金が4%台でございました。それが第9期は2.03から3と、そして、この6年度は2.13で、平均しますと2.06ということでした。それだけで一千四、五百万の国からの調整交付金が減りました。

それが今度、第2被保険者の23%、そこが変動しまして、27.3でしたかいな、それくらい増えるということで、それで、特にこの第10期、11期もそういう可能性が推計をされておりますので、できたら議員おっしゃるように全額基金を取り入れたら、保険料はそのままいけます。しかしながら、今度ほともう、このままの状況で第10期を迎えますと、調整交付金が2点台、この中期と変わらない状況ですと、もう基金は何もないとなると、ものすごく今度、被保険者の皆さん方にご負担をかけるということで、できたら約3分の2近くを今回取り崩して、3分の1を若干残した状況の中で試算をさせていただいたというのが、これ皆さん方検討していただいて、落ち着いたところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第9号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第13、議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から、日程第16、議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から、議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案まで、一括してご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、それぞれの基準が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、認知症対応型共同生活介護事業者等では、協力医療機関との医療連携の構築ならびに新興感染症発生時等の医療機関との連携等になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員。

今村議員 それでは、質疑を行います。

今回、それぞれ介護サービスの事業所の基準の改定ということなんですが、この事業所、いろいろあるんですけども、吉田にありましたユアシスは廃業しま

したよね。ああいう業種など、私はこれからすごく小規模とか、そんな介護事業所の人数が少ないところとか、全国的に廃業の危機に来ているんじゃないかなと思うんですが、この豊郷町で、この事業で、町も関わってサービスを住民さんに提供していただいている事業所というのは、今回の改定される議案の中で何事業所、どういうところか、ちょっと担当の方で説明をいただけますでしょうか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

認知症対応型の共同生活介護でしたら、グループホームかがやきさんですか、居宅介護支援でしたら、社会福祉協議会の居宅介護支援事業所になります。また、居宅介護支援センターの元気村、また、豊郷病院のマックスとよさとさんなどが該当してまいります。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第11号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第12号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩したいと思います。ただいまの時間から10時15分までとしたいと思います。

(午前10時07分 休憩)

(午前 10 時 17 分 再開)

村岸議長 再開いたします。

日程第 17、議第 14 号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第 14 号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

大字高野瀬地先の宅地開発行為において帰属された 1 路線と、大字沢地先で宅地造成され、寄附を受けました道路 1 路線と合わせまして、計 2 路線を町道として認定するものであります。

路線番号、路線名、起点、終点については、表のとおりであります。つきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 14 号町道路線の認定について質疑を行います。

今回、新たな新興住宅地、フォレストタウンとルミナスタウンということで、その造成したところで宅建業者から町に町道へと寄附がされるということで、町道認定ということになって提案がされておりますが、この新たな認定を含めますと、これが通ったとして、豊郷町は非常に宅地分譲、民間業者による、そういう宅建業者による造成が進んでまいりましたが、このように振興団地ができるたびに町道認定という形になってきておりますが、今日まで、豊郷町の町道の全延長路線の中で、こういう新興住宅地の関わる路線認可というのはどのぐらいのメートルになってきているのか。今後、またこういったことがあり得ると思いますので、町道ですから、町が全額負担をしなきゃいけませんので、どのぐらいになってきたのか、傾向として地域整備課の方で把握しておられることをちょっと説明してください。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 今村議員の質問にお答えいたします。

町道の今現在の延長は78キロメートルでございます。認定の本数につきましては、ちょっと今、資料がないんですけども、確か260路線ぐらいあったと思います。

今後の見込みなんですけども、まだ豊郷町、白地のところがたくさんありますので、分譲される可能性があります。分譲地ができた場合ですと、まず1つに、開発行為で分譲地ができた場合は、開発の申請の中に道路とか水路、ごみ集積場、公園などは豊郷町に帰属するという形で申請されますので、それは必然的に豊郷町のものになります。

あと、個人的に、ミニ開発といいまして、3,000平米以下の開発が起きますと、道路の名前が開発の業者の名前になりますが、その点、そこにつきましては、寄附行為が起きてきて、町道に認定していくという形になっていきます。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 今の課長の説明で、小規模宅地開発というのにはそういう条件が、公園とか、清掃ステーションとか、いろんなものの条件が、なくてもいいという形で、そういうところもありますよね、確かに。でも、そういう中で町道になれば、当然町が町道の管理、100%管理、維持管理しなきゃいけませんでしょう。

そうなっていくときに、宅地分譲で、町は町税とか固定資産税が増えるから、税収増になるということも書いてありましたけれども、その地域の安全の、そういう乱開発じゃなくて、袋小路にならなくて、ちゃんと防災としての安全面とか、そういうのは町道が、認定するだけじゃなくて、町としては、除雪も入ってこないとか言われたときもあったんですが、どういう人口のところでは、町道を町が管理しているということで、その付近の住宅の人たちのそういった問題は、町としては、どういう取扱いになるんでしょうかね、ごみの問題にしても。ちょっとそういうところだけ、ちょっと教えてください。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 今村議員の再質疑にお答えします。

まず、豊郷町は非線引きでございますので、ミニ開発があった場合に、それを妨げるということが僕らはできません。まずそれが1点です。

もしミニ開発の申請というか、ある程度の素案みたいなのが役場にちょっと

送られてきますので、そのときには、こういうところにミニ開発ができて、道路の形状はどうなるんだろうかなとかいう想像をします。新しいミニ開発ができるときに、道路というのは、一応滋賀県の方に指定道路という道路で申請しないと分譲ができませんので、道路についての構造物などは滋賀県が検査をして、道路として認めてくれるので、それを引き継ぐという形になりますので、道路部分の構造については問題ないかなと思っております。

あと、住民がそこに住まはるので、ごみの問題とかどうなりますかということについては、一応そこに住まれるということは、その字に入ることになりますので、その後は近くのごみ集積場などで分譲地の販売者が案内しているんじゃないかなと思います。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第14号町道路線の認定についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第14号は原案どおり可決されました。

日程第18、議第15号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第15号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,309万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を58億7,215万円とするものであります。歳入では、地方交付税3,339万4,000円、諸収入774万1,000円、自動車取得税交付金39万4,000円を追加し、分担金及び負担金1,018万円、国庫支出金844万1,000円、県支出金502万4,000円、寄附金1億2,000万円、繰入金1億6,402万円、町債5,696万1,000円を減

額するものであります。

次に、歳出では、議会費 6 6 万 3,0 0 0 円、総務費 1 億 8,7 2 2 万 1,0 0 0 円、民生費 1,3 2 3 万 9,0 0 0 円、衛生費 1,0 9 8 万円、労働費 3 万円、農林水産業費 1 1 9 万 8,0 0 0 円、商工費 2 2 1 万 3,0 0 0 円、土木費 7,3 6 1 万 8,0 0 0 円、消防費 1,7 7 5 万 2,0 0 0 円、教育費 7 3 1 万 3,0 0 0 円を減額するものであります。

繰越明許の追加は、第 2 表、繰越明許費補正、債務負担行為の変更は第 3 表、債務負担行為補正、地方債の追加及び変更は第 4 表、地方債補正のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 1 2 番、今村議員。

今村議員 それでは、議第 1 5 号令和 5 年度豊郷町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、質疑を行います。

まず 1 2 ページです。1 2 ページの歳入のところですね。款 1 0 地方交付税、目 1 地方交付税で、普通交付税が 3,3 3 9 万 4,0 0 0 円の増額という補正になっておりますが、地方交付税は普通交付税と特別交付税と 2 通りあるんですけども、これで、きっと普通交付税が入ってくるのが最初やと思うんです。特交はまた 3 月の中旬か、また入ってくると思うんですが、これで普通交付税の令和 5 年度の金額は幾らになるのか、確定した金額をちょっと教えてください。

続きまして、次は 1 3 ページの款 1 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金の中で、衛生費補助金の中の特定感染症検査等事業補助金がマイナスの 2 1 万 3,0 0 0 円、これはどういう疾病で、件数的にどういうのでマイナスが生じたのか説明してください。

それから 1 6 ページ。1 6 ページの款 1 7 寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金で、ここで減額が出ておりますが、この中の豊郷小学校旧校舎活用寄附金の 3 6 0 万、また、その下にあります、ふるさと応援寄附金 1 億 1,6 4 0 万の今、景気が悪化していますので、そういう中で、経済情勢も悪いので減ってきているのかなとは思いますが、具体的に担当の方ではどういう中身で減ったのか、ちょっと説明をお願いいたします。

続きまして、2 6 ページです。これは歳出の方ですけども、その中の目 1 2 の障害福祉費の中で、1 8 番負担金、補助金及び交付金のところで、一番下に補聴器購入費助成事業助成金マイナス 1 2 万 5,0 0 0 円、これもきっと令和 5 年度の最終の補正なんだろうと思いますが、この令和 5 年度、本人所得制限あり

で2万5,000円の補助金でしたよね。その実績を説明してください。

続いて、27ページ、ここに目3愛里保育園施設費ということで、1番報酬350万、教育保育支援員250万の減額、保育士100万の減額、それに付随する職員手当等277万8,000円の減額。これというのは、募集しても集まらなかったのか、はたまた途中で辞める人がいたのか、その辺の状況を、最終補正で不要になったのを挙げておられると思うんですけど、そういう状況を教えてください。

続いて、30ページです。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の中で、18番負補交の中で363万7,000円の減額補正です。木造住宅耐震改修費補助金が157万8,000円ならびに安全・安心住宅支援事業費補助金、これもマイナス200万です。これについて、今年度の実績、状況、それを説明してください。

それから31ページ、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費の中で、16番公有財産購入費847万、用地買収費、減額補正です。また、21番補償、補填及び賠償金、移転補償費18万の減額補正です。これについても内訳を説明してください。

以上です。

総務課長

議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方はまず12ページです。歳入の地方交付税の関係ですけれども、地方交付税、今年度につきましては、普通交付税は13億2,777万5,000円でございます。

それから、次に、27ページの愛里保育園の人件費の部分でございますけれども、これにつきましては議員ご指摘のとおり、予算を組んだ状態で募集をかけても来なかった部分と、また、途中で辞められた部分という両方ございます。

以上です。

医療保険課長

議長。

村岸議長

小西医療保険課長。

医療保険課長

今村議員のご質疑にお答えいたします。

13ページです。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目衛生費国庫補助金の特定感染症検査等事業費補助金21万3,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、緊急風疹抗体検査事業に係ります国庫補助金、補助金の申請額の減額に伴います実績見込額による減でございます。

以上です。

企画振興課長

議長。

村岸議長

山田企画振興課長。

企画振興課長

今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方は16ページの17寄附金、1寄附金がどういう中身かという質問やっただけですけども、こちらのふるさと納税なんですけども、今年度の年度末の見込額が大体4億3,000万円となる見込みですので、1億2,000万減額させていただきました。

以上です。

保健福祉課長

議長。

村岸議長

森保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員のご質疑にお答えします。

私の方からは26ページです。目12障害福祉費、節18負担補交の補聴器購入費助成事業助成金12万5,000円の減ですが、現状8件でして、当初15件見ておりましたので、5件分の12万5,000円を減するものです。

以上です。

地域整備課長兼

上下水道課長

議長。

村岸議長

山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長

それでは、30ページの木造住宅耐震改修費補助金なんですけども、当初は国、県の補助を頂いて、耐震診断の業務を2件見ておりましたけども、実際は1件で、耐震改修も1件見ておりましたけども、0件でした。ブロック塀の解体につきましては、4件見ておまして、2件でございました。なので、その残額が上がっております。

次に、安全・安心住宅支援事業補助金なんですけども、これはリフォームの補助金でして、9月の補正のときに、あまりにも今年度、申請が多かったので、10件分、200万円追加させていただきましたが、その後、申請の受付はしましたが、実際には工事に入らなかった件数が多かったので、その分、200万減額にするということでございます。現在ですけども、申請は17件で、完了が今、13件ということでございます。

次に、31ページの16番、公有財産購入なんですけども、847万円の減額なんですけども、これは用地買収費でして、場所は沢の1件と、もう1つは吉田のラウンドアバウトに係る分でございます。あと、ごめんなさい、ラウンドアバ

ウトの分と吉田秦荘線の分でございます。

次に、補償費なんですけども、これもラウンドアバウトの分と、吉田秦荘線の移転補償費の実績による減額でございます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員、再質疑。

今村議員 16ページの、先ほど各課長の方から、給付金の減額の話は金額だけのお話だったんですが、今年度減っているというのはどういう背景なのか、そっちの方をお聞きしたつもりだったんですけど、やっぱりふるさと納税にしても、豊小の旧校舎活用寄附金にしても、これをやっぱり活用して、町内のいろんなサービスを充実させていただいているので、今年度でこういう減額が出ているというのは、これはどういうふうに分析されているか、それだけちょっと説明をしてください。

それから、31ページの公有財産購入費、補償、補填のところで、ラウンドアバウト関係と吉田秦荘線の関係というのであったんですが、これは、公有財産購入費というのは、これは地目的には、みんなあれですか、田んぼとか農地なんですか。どういうあれなんですか。移転補償費というのも何となくよく分からないんですけど、具体的にどういう移転補償費なのか、その点について、もう一度教えていただけますか。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再質疑にお答えします。

16ページの寄附金額の減額についての分析なんですけども、大きく言われているのは、今までコロナ禍の中で巣籠もり需要といった、コロナ禍でここへ行けなかったものの返礼品とかを見込んで、寄附金が増えたという面があったんですけども、この5月に5類に移行して、皆さん移動することが可能になった、これによって観光とかにも行けるようになって、観光とかにお金を使うようになって、寄附金の金額が徐々に減ってきたというのが原因にあるというふうに聞いております。

以上です。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長

今村議員の再質疑にお答えいたします。

まず、用地買収費ですけども、吉田秦荘線の現状としましては、ほとんどの買収する箇所は、まず田んぼでございます。今回できなかった分は繰越して計上しております。

次に、移転補償費、補償なんですけども、これは建物の補償ではなくて、吉田地区は圃場整備がされておりますので、土地改良区の決済金というのが出てきます。その補償です。

以上です。

村岸議長

ほかに質疑ありませんか。

議 員

なし。

村岸議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第15号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

議 員

異議なし。

村岸議長

異議なしと認めます。よって、議第15号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第19、議第16号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）から、日程第20、議第17号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

村岸議長

町長。

伊藤町長

議第16号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）及び議第17号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第16号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,020万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億9,380万5,000円とするものでございます。歳入では、県支出金4,993万9,000円、繰入金26万1,000円、国庫支出金3,000円を追加し、歳出では、総務費4,000円、保険給付

費 4,918 万 6,000 円、基金積立金 101 万 3,000 円を追加するものであります。

次に、議第 17 号令和 5 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 481 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 8,098 万 1,000 円とするものでございます。歳入では、後期高齢者医療保険料 481 万円を追加し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 481 万円を追加するものであります。

以上、議第 16 号及び 17 号を一括して説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

今村議員 12 番。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 それでは、議第 16 号令和 5 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）につきまして、ページがまず 5 ページで、歳入の方ですね。款 2 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金ということで、これは県の交付金の割合が書いてあるんですが、国保で子どもの医療費が高校卒業までということで、県も高校生部分だけ県が補助しますということになりましたけれども、もともと国は就学前のお子様にしかしていないんですが、この普通交付金、特別調整交付金、ここに上がっておりますが、これは従来国は、国の基準以上にそういう医療費補助をしているところには交付金を減額する措置を取ってきましてけれども、今回もまだそういう措置は続いているのでしょうか。その点だけ担当課の方で、国保税の仕組みの中で、まだ続いているのかどうかをちょっとお答えください。

それから、次は 8 ページですね。8 ページの歳出の中で、特に款 2 保険給付費、項 1 療養諸費ということで、一般被保険者療養給付費につきまして、これが今回、増額補正で 4,918 万 6,000 円ということで、一般被保険者療養給付事業負担金が増えているんですが、これは具体的にどういう中身で増えているのか、その背景を教えてください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

歳入 5 ページです。普通交付金 4,918 万 6,000 円につきましては、歳入

の一般被保険者療養給付事業負担金に伴います増額となっております。こちらの歳入につきましては、平成30年以降、県が財政を担うという形になっておりますので、給付費に伴いまして、県の方から交付されるものとなっております。

また歳出、一般被保険者療養給付事業負担金4,918万6,000円、こちらにつきましては、3月までの診療報酬の支払いに係ります支出の見込みが不足されるという下に計上しております。

以上です。

今村議員 12番。

村岸議長 再質問。

今村議員 国保は今、統一化に向けてそういう納付金処理をしていますから、そのことを聞いているわけじゃないんですよ。医療費の無料化、19市町でも進みまして、滋賀県が高校卒業、高校生のみですけれども、補助をしますということで、ああいうふうに県下で進んできているんですが、これまで国がしてきたのは、特別調整交付金の減額とか、そういうことを、それは本来おかしいということで、いろんな団体も、それから子育ての人たちも、いろんな方が国に対して請願やら陳情やらしていますけど、私の記憶の範囲では、まだ国はそれを撤回はしてないような気がするんですが、うちにとっては貴重なやっぱり財源になるところなんですけど、それが減額されているというのは今もまだ続いているのかということのをさっきお聞きしたんですよ。だから、そのことをお答えしていただきたいんです。そのことについてお願いいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

国においては、どこかの段階まではペナルティーを科さない、保険給付費の減額の方を行わないというふうに、制度としてはなっておると聞いております。そのこの段階については、どこまでかというのは今、資料を持ち合わせておりませんので、また委員会の方でお答えさせていただきたいと思います。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第16号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)及び議第17号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第 16 号、議第 17 号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 21、議第 18 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）から、日程第 22、議第 19 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 18 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）及び議第 19 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第 18 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

収入、第 21 款水道事業収益の既決の予定額に、未収金の修正に係る修正益額 97 万 7,000 円を追加し、総計を 5 億 694 万 5,000 円に、支出、第 22 款水道事業費用の既決の予定額に、債権放棄による額 109 万 8,000 円を追加し、総計を 5 億 3,028 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 19 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

第 2 条、収益的支出の補正のうち、支出、第 51 款下水道事業費用の既決の予定額に、未収金の修正に係る修正損額と、不納欠損に係る修正損額 138 万 3,000 円を追加し、総計を 4 億 2,590 万 5,000 円とするものであります。

以上、議第 18 号及び議第 19 号を一括して説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 12 番。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 18 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）、これでは、一番最後のページに負債の部というのがあるんですね。令和 5 年度水道事業会計予定貸借対照表の中の負債の部。これで、負債の部の方の 1 番の企業債、企業

債合計が8億440万6,000円というのがあるんですよね。これは、前大野町政時代に緊急経済対策交付金等を充てて、水道事業を一気にやりましたので、その時の負債が今日までずっと残っているのが多かったんじゃないかなと思うんです。

それと同じように、議第19号の一番最後のページでも、令和5年度豊郷町下水道事業会計予定貸借対照表の中の負債の部の、ここの企業債合計も10億2,926万1,000円。この金額って、もう大分たつけど、多少は国から、交付金の起債の分の一部は国が出しますよという形へ変えてはきているんですけど、この負債というのは、両方ね、上下水道、あと何年ぐらいしたら、この近辺、1市4町を見ている、こういう水道会計とか、そういう事業会計の中で、こういう多額の負債を持っているところはあまりないんですよね。それは更新したり、いろんな工事もしますから、多少は出るんですけど、あんまり減らないというのは、今後これがなくなる見込みというのは、何年ぐらい先になるんでしょうか。

毎年そういう工事、機種交換、いろいろありますから、ありますけど、基本的にそのときにつくった、大野町政時代につくった、これ、政府債なんですけれども、これがなくなるのはいつぐらいがめどなのか。これ、やっぱり住民にとっては大きな問題なので、担当課の方の将来予測でどうなっているのか、ちょっとそれだけ説明していただけますか。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田上下水道課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 今村議員の質疑にお答えします。

水道と下水道予定貸借表なんですけども、負債の額が多いということで、これは今まで費やしてきた事業費の総合計でございます。それで、ちょっと今、10年間の償却の予定表しか今、手元にございませんですけども、下水の方で言いますと、下水があと数年で、金利が一番高かった償還が終わっていきます。なので、どんどんこの負債の額も減っていきます。下水の方は現在、ほとんど工事というのがありません。あるのは松原の方にある下水処理場、まだ建設を続けておりますので、その負担金が年々ちょっと上昇しているぐらいでございます。

水道につきましては、これも償還の方がどんどん減ってきておりますので、将来的にはどんどんなくなっていくと思います。それで、水道の方は毎年更新業務があったりとか、今、耐震化の工事を進めていますので、一気に減るようなことはない

と考えています。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 今のお話では、10年後までの予定の見積りはしているということなので、両会計とも、この企業債は10年後はどのぐらいになる目安なのか、それだけ教えてください。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田上下水道課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 水道の方でいきますと1億961万4,000円、元金が1億9,600万1,451円から、令和15年度には1,748万3,280円になる予定をしております。

ごめんなさい。全ての合計の末で8億4,899万903円から、令和15年度では2億4,261万6,658円になる予定です。

下水でいきますと、下水がちょっと、流域下水と特別環境下水事業という2つに分かれておりまして、流域下水からいきますと、令和6年度が2億7,769万7,187円が、令和15年度では9,403万8,229円となりまして、もう1つの方が、令和6年ですと残高8億7,994万6,670円が、令和15年ですと5,999万2,500円となる予定をしております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第18号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）及び議第19号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第18号、議第19号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第23、議第20号令和6年度豊郷町一般会計予算を議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第20号令和6年度豊郷町一般会計予算を編成いたしましたので、ご説明申し上げます。

国の令和6年度の地方財政対策では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て施策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を5,545億円上回る額を確保して対応することとされました。

一方で、本町の財政状況は、令和4年度決算において、経常的な経費は減少していましたが、令和5年度では経常支出比率は悪化しております。こうした中であって、継続的、安定的財政運営のために各基金に積立てを行い、財政健全性を一定確保したところではありますが、財政調整基金が平成28年度と比較して50%以上減少しているため、今後も堅実な財政運営を行う必要があります。

以上のことから、令和6年度当初予算の基本方針は第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、本町のまちの将来像である「一生青春

みんなで安心 元気なまち」の実現に向け、さらなるステップとなるよう、町民と行政が一体となって一歩先行く豊郷町を築き上げていくことといたしました。

このような方針で編成いたしました令和6年度の一般会計状況は、総額52億4,200万円となり、昨年度と比較しますと、国の電算システムの標準化の影響で電算経費が膨らむ一方、豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備事業の完了により、普通建設事業費が減少したことにより、対前年度比当初比6,700万円、1.3%の減となっております。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、私の方からは議第20号令和6年度豊郷町一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入の主な増減については、国庫支出金では、システムの標準化に係る

移行経費の補助金の増加で２億２,８６９万４,０００円、５７.６％の増となります。一方で、歌詰橋の工事費の見合い分の減少により、負担金が３,７２５万８,０００円、４２.１％の減、町債が、豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備事業に係る地域活性化事業債等により２億１５０万円、６１.４％の減となっております。自主財源及び依存財源の構成比については、自主財源比率が０.９ポイント減少しました。

次に、歳出の主な増減は、総務費が、豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備事業の完了により７,５８０万５,０００円、５.５％の減、消防費が受託消防業務の投資的経費の減少により１,６７６万８,０００円、９.７％の減となります。また、教育費が、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る人件費の増と、施設型給付費の扶助費の増加のため５,１３３万２,０００円、７.７％の増となっております。公債費は、随時の繰上償還により、定期償還額が減少しており、令和６年度は８４１万３,０００円、４.４％の減となっております。

続きまして、歳出予算の中から、新規と拡充の事業のうち、主なものを抜粋してご説明させていただきます。

まず、当初予算書４７ページです。４７ページ、款２総務費、項１総務管理費、目６企画費、１８負補交の下から２つ、近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金と近江鉄道線管理機構負担金については、近江鉄道の上下分離に係る５市５町の負担のうち、本町分でございます。

次に、４８ページ、同じく目９交通対策費、１８負補交の防犯カメラ設置事業費補助金については、各字で防犯カメラを設置される場合に、最大１０万円の補助を行う事業を来年度から新規で行うものでございます。

次に、４９ページ、目１１電子計算管理費の１２委託料のシステム開発委託料のうち１億８,５８３万６,０００円は、自治体システムの標準化に係る移行の経費でございます。

次に、７５ページ、款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、１８負補交の３行目と４行目でございますが、来年度から、骨髄移植等で免疫を喪失された方への再接種と、带状疱疹の予防接種に対して助成金を新設するものでございます。

次に、８２ページの一番上、款６農林水産業費、項１農業費、目２農業総務費、１８負補交の農業経営収入保険加入推進事業補助金については、農業者の経営を安定させるための収入保険の加入を推進するため、保険料の一部を補助する制度を新設するものでございます。

次に、８７ページからの款２道路橋梁費の１２委託料の一部、１４工事請負費の社会資本総合整備事業費の１億２,２００万円、１６公有財産購入費、２１、

補償、補填及び賠償金については、吉田秦荘線、吉田愛知川線の道路工事関連で
ございます。

最後に、114ページからの保健体育総務費の1報酬の指導員報酬では、中学
校の部活動の地域移行の実施に対する指導員報酬でございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度一般会計の補正予算とさせていただきます。
よろしくお願いします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 12番。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 それでは、令和6年度豊郷町一般会計予算書につきまして、3点質疑をお願い
します。

最初は46ページです。46ページの、町の主要施策の概要というところ
には、46ページで、企画振興課で管理、2、1、6、12ということで、入札契
約事業について、建設工事ならび測量コンサル委託業務の指名及び一般競争入
札について、電子入札システムを導入する182万2,000円という事業費が
新規で上がっておりますが、これの、企画振興課の方では、どういう中身でど
ういう入札を、電子入札の対象者、また、予定価格は非開示にするのか、最低制限
価格は設けるのか、いろいろ設定あると思うんですけど、どういう方向で考えて
いるのか、それを説明してください。

それから企画振興課、2、1、18というところで、シティプロモーション事
業、町の知名度向上を目指し、魅力を外部へ発信することで、ふるさと納税なら
びに地域振興や移住にもつながるよう、広くプロモーション活動を行うという
ことに、これに839万1,000円、町の一般財源でやっていただくんですが、
これについても、どういうことを構想しているのか、その説明をお願いします。

続いて、80ページで、80ページの農業総務費の中で出ている、政策の説明
書で出ているんですが、大町のサブセンターと三ツ池の農業倉庫ですか、あれの
解体予算が新年度の事業の中に書かれておりましたが、これについて、どんな解
体に至ったのか、それを説明して、大町共同作業所サブセンターの管理及び三ツ
池農業倉庫解体に向け、解体設計業務に着手すると書いてあるんですけど、これ
の産業振興課ですね、どういう中身なのか説明をいただきたいのと、それから、
教育委員会では今般、教育委員会事務局総務課、10、6、1、8ですね、小中
学校・幼稚園給食事業、子育て世帯の経済的負担の軽減及び若者世代の定住促進
を目的に、義務教育機関の学校給食費の無償化を実施する。また給食が安全に提
供できるよう、給食調理員を増員すると書いてあるんですが、ここについて、こ

れ、幼稚園給食も無償化にすることなんではないでしょうか。保育園は何にもなかったんですけども、ちょっとその中身について説明をお願いいたします。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

まず、主要施策の18ページの入札契約事業の建設工事・測量コンサルの電子入札システムについて、どういう内容かということですが、この電子入札につきましては、一般競争入札と指名競争入札を対象としております。また、予定価格等につきましては、建設工事につきましては、今のところ、予定価格を公表する予定で最低制限価格を設けますが、公表は非公表とさせていただく予定をしております。

また、測量コンサルにつきましても、一般競争入札及び指名競争入札を対象としておりまして、こちらにつきましては、予定価格等の公表はしない予定です。また、最低制限価格につきましても、設けない予定でございます。

また、その下、19ページのシティプロモーションの事業について、どういう事業かということですが、大きくはまず、ふるさと納税をしていただいた方にリピーターになっていただくための事業、また広告を、ふるさと納税、関東とかからしていただいている方が多いので、関東の方に向けた広告等をする予定をしております。

以上です。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方につきましては、主要施策の概要の25ページの一番下、大町共同作業所の管理及び三ツ池農業倉庫の解体向けの解体設計業務ということで、三ツ池教育集会所の近くでございます三ツ池の農業倉庫につきまして、現在もう使用されておられません。今、倉庫のような形になっておりまして、その周辺の空き地につきまして、草が生えてきたりして、管理につきまして大変になってきていることから、令和6年度にその農業倉庫の解体の設計業務の委託の費用を上げております。今後、解体の設計ができましたら解体に向けて動いていきたいなというふうに考えております。

以上です。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は、主要施策の概要 3 2 ページの中段下の小中学校・幼稚園給食事業についてですけれども、給食費の無償化につきましては、従来どおり小中学校のみというふうにしております。義務教育期間というふうに書いておりますので、幼稚園、保育園は対象外ということでございます。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 1 2 番、今村議員。再質疑。

今村議員 先ほどの企画振興課で、建設入札については予定価格を公表するというところで電子入札を考えているというお話でしたけれども、県下で予定価格の公表している指名競争入札、一般競争入札、1 9 市町のうち、どこがあるんですか。私、一般競争入札なんかを見ていると、みんなそういうのは公表していないところが多かったんですけど、うちはなぜ建設入札に関しては予定価格の公表を行うんですか。そのメリットは何なんですか。その辺のことをもう一度答弁していただけますか。

それと、企画振興課のふるさと納税の発信をやるという、そういうのが地域振興に役立つというのが、これ、地域振興や移住にもつながるよと書いてあるんですが、移住の発信というのは具体的にどういうことを関東地域でやっておられる、やろうとしておられるのか、その辺、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

それから、大町のサブセンター、この前、ひさしが工事のあれで撤去すると、そこにアスベストも含まれているという話を言っていましたよね。そうすると、あのサブセンター、それからこっちの防災倉庫も全体、アスベストが使われているんじゃないかなという、私、疑問を持ったんですけれども、その点については、あのひさしを切るだけで工事費がほとんどかからなくできますみたいなことをこの前おっしゃっていましたけれども、その管理、あそこでやっぱり管理運営も今後もやるということなので、そういった懸念はないのかどうか。

それと三ツ池の、確かに集会所の、三ツ池教育集会所のこっち側にある農業倉庫でも、ほんまに使ってないような感じがするんですが、もう 1 か所、三ツ池の農業倉庫、ございますでしょう。あっちはどうなるんでしょうか。あそこは借りておられる、農機具を入れておられる方もいらっしゃるみたいなんです、そこはどういう状況になるのか。その辺もちょっと教えていただけますか。

以上です。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの入札関係のことなんですけれども、こちらの方につきましては、予定価格、また最低の公表の議論につきましては、従来から一般質問で答えてきたとおり、予算にはちょっと関係ございませんので、また別の機会にさせていただきたいと思っております。

また、シティプロモーションの件なんですけれども、移住等について、どのようなことをされているのかということなんですけれども、今般、少子高齢化とかいう問題の対策として、豊郷町で行っている子育て支援事業とかを発信して、本町に移住していただくような施策に取り組んでおります。

以上です。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、大町にあるサブセンターのひさしなんですけれども、こちらの一部解体につきましては、今年度にさせていただきます。議員おっしゃるとおり古い建物でございますので、スレートの方がアスベストが混入されているという可能性、含有されているという可能性がありますので、適正な処理で解体をさせていただく予定をしております。今後の管理につきましては、まだ使用しておりますので、それ以外はまだ今のところは考えてはおりません。

続きまして、三ツ池の隣保館の裏の農業倉庫なんですけれども、あちらにつきましても、建物、倉庫的には2棟あるんです。そのうち1棟につきましては、まだ三ツ池区の方が使用されておりますので、そのままになっております。もう1棟の方につきましては、町の方に返ってきておりまして、そこにつきましても、空き倉庫のような感じになっております。今後どうしていくかを検討していく必要があると考えております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第20号令和6年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第 20 号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 24、議第 21 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第 26、議第 23 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 21 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から、議第 23 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算までの各特別会計について予算を編成いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

議第 21 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算については、現在滋賀県では被保険者の負担の公平化を実現するため、県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料、保険税となるよう、原則令和 10 年度を目標に県内保険料率の統一を進めています。

本予算については、令和 6 年度の仮係数に基づき計上しておりますが、国民健康保険運用基金を令和 6 年度、7 年度、8 年度の 3 か年に分割しながら投入し、激変緩和を計りながら、統一化に向け、国保運営を努めてまいります。

次に、議第 22 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算については、第 9 期介護保険事業計画に基づき、全体の給付費の総額は前年度と比較して同程度ではありますが、財政調整交付金の交付割合が、第 8 期計画値平均 4.18% から 2.06% と大幅に減額される見込みであるため、介護給付費準備基金を有効活用し、第 1 号被保険者の保険料基準を 6,300 円といたしております。

なお、基金を全額活用しなかった理由につきましては、第 10 期、第 11 期も引き続き財政調整交付金の交付率が 2% 台と推計されていることから、被保険者負担の急激な増加を避けるためでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、議第 23 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、県内被保険者数ならびに医療給付費の増加、また、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度も出産育児一時金に要する費用の一部を支援する医療制度改革などにより、保険料率の増加が見込まれます。

以上のことから、3 特別会計の合計が 16 億 5,128 万 9,000 円となり、対前年度比当初比 6,966 万 3,000 円、4.0% の減となっております。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 先ほど町長の方から、議第22号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計予算内の説明におきまして、第1号被保険者の保険料基準額6,300円と申しておりましたけれども、6,700円の間違いでございます。訂正させていただきます。

それでは、私の方から、議第21号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入では8ページ、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金、6億3,239万2,000円。前年度から6,080万6,000円の減額ですが、保険給付費の減に伴う普通交付金の減となります。

歳出では15ページ、款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付費分1億4,501万3,000円、項2後期高齢者支援金分5,177万9,000円、項3介護納付金分1,586万2,000円については、令和6年度の県納付金算定の仮係数の結果によるものです。

本予算については、令和6年度の仮係数に基づき計上しております。今後、確定係数に基づく予算にする必要があるため、補正予算を計上する予定です。あわせて、国民健康保険税につきましても、本議会に上程しております国民健康保険税条例の一部を修正する条例案の議決をいただきましたが、併せて補正予算を計上する予定です。

続きまして、議第22号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

歳入では32ページ、款1保険料、項1介護保険料1億5,193万1,000円。第9期介護保険事業計画において、介護保険料の基準額を第8期の基準額6,400円から6,700円に引上げに伴う増となります。

36ページ、款7繰入金、項2基金繰入金960万円。第9期介護保険事業計画に基づき、介護給付費準備基金を一部取り崩しております。

歳出では39ページ、款2保険給付費につきましては、第9期介護保険事業計画に基づく給付費を計上しております。

44ページ、款4基金積立金、項1基金積立金119万1,000円ですが、第9期計画に基づく初年度分の歳入超過分の積立金を計上しております。

続きまして、議第23号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

についてご説明申し上げます。

歳入では58ページ、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料6,357万5,000円。滋賀県後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき計上しております。

続きまして、歳出では61ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金8,483万5,000円につきましても、後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき計上しております。

私の方からは以上となります。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 12番。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 それでは、まず豊郷町国民健康保険事業特別会計、議第21号につきまして、この前の全協のときに担当課の方から説明いただいた中で、今後国保加入者は減り続けるということをおっしゃられていたんですが、理由は、後期高齢に行かれる方、また、国民健康保険から社保、社会保険の方に移行される方、こういった方が増えてきますので、今、豊郷の国保加入者って2,000人弱、1,900人ぐらいかな、そんな中で年間、年々減っていくということをおっしゃっておられたんですが、この令和6年、町がいつも言っている県下統一化、令和10年とおっしゃるけど、その間に5年間ありますけど、どのくらい減るという予定を考えておられるのか。

その場合に考えて、豊郷町の医療費が、国保の医療費は1人頭高いということも担当課の方でおっしゃっておられたんですが、もともと国保会計、国保世帯というのは脆弱な世帯が多いですよ、はっきり言って。事業、1人事業をやっている人とか、農業者とか、それから後期高齢に行くまでの定年退職者とか、そういう方たちが多いので、もともと脆弱というか、弱い会計なんですけれども、こういった中で医療費を減らして、会計を改善化させて負担を減らしていくという方向で考えた場合、今後5年間、令和6年度の予算は出ましたけれども、全体的に減額の予算やなと思いましたが、どんなことを構想しているのか、それを説明していただけますか。

続いて、介護保険事業特会、これにつきましては、やはりこれから第9期の豊郷町の介護保険事業の1年目になるわけですね。この1年目になって、今の町が想定している介護保険料を徴収して、私が懸念しているのは認定、要支援、要介護の認定を受けても、利用料が払えなくて利用されない、そういった方々が今後

豊郷で増えたら、介護の重度化はかえって進むんじゃないかという懸念を持っているんですけど、これまでも経済悪化で物価高や年金は下がっていますし、暮らしは大変なんですけど、そういった中で、私から見ると非常に強気な、給付費も伸びるという、すごい強気な予算を上げておられるんですけども、豊郷町の令和6年予算というのは、これで介護給付費が減って、町民の高齢者の生活、地域で自立ができるということになる、その町の方の考えておられることを私は説明していただきたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

国民健康保険の被保険者につきましては、令和9年度を原則に、滋賀県の統一に向けて考えておるところでございます。

被保険者につきましては、令和5年度1,643人から、推計で言いますと、令和8年には1,410人という見込みでありますので、233人減少するものと見込んでおります。

また、医療費につきましては、1人当たりの医療費が上がっておりますので、医療費減になっておりますけれども、1人当たりの医療費としては高くなっているものと推測しております。

また、介護保険料につきましては、利用料が払えないという方もいらっしゃるということですが、今現状そのようなことはお聞きしておりませんので、個別にまたご相談いただければと思っております。

また、町が現在しております後期高齢者の一体化の保健事業におきましても進めながら、給付費の方を抑えていく形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

今村議員 議長、再質疑。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 課長にお尋ねしたのは、国保会計では加入者数がどんどんどんどん減っていくわけですよね、今の説明でも。そういった中で、この脆弱な豊郷町の介護保険会計で、医療給付費を下げる手だてという形で、町としてどういうことを考えておられるのかと。予算化されていますのでね。

それと、私の知る限りでも、町内で廃業される方、だんだん増えてきましたよね。お酒屋さんも廃業したし、新聞屋さんも廃業したし。だから、インボイスが出てから、もうそういうのに、赤字になるぐらいだったら辞めるという人がこれ

からますます増えていくと思うんです。商工会の会員も減っていきますし。

こういった中で、こういった国保世帯の健康を維持していくために、どういうふうに令和6年、9年で300人ほど減るんですか、100人ずつ減っていくわけですか、どんどんどんどん。そういう状況がもう目に、想定できているわけじゃないですか。その辺で医療費を抑えていくために、生活習慣病が多くて、糖尿病の系統で、人工透析も多いとおっしゃっていましたが、豊郷で一体どういう、6年度で国民健康保険の事業で、加入者の医療、健康をやっていくのか、そのことについて、執行部としての考えをお聞かせください。

それから介護保険料、保険料を払えないと町に言ってきた人はいない、その答弁って私、ちょっと信じがたいなと思うんです。払えないから町に言いに行った人がいたら考えるというふうに、裏返すと聞こえるんですけれども、この間の介護認定者、要支援の数は減っていますよね、町の資料を作っていたのを見ると。そういうことは、今、介護認定されても原則1割負担ですが、所得のある人は2割、3割負担という方もいらっしゃいます。施設も本当に上がりました。それで、もう親の年金だけでは足りないから、子どもさんが払うけども、それも限界だと言って引き取るとか、そういう話も聞いていますけれども、こういう状況で、豊郷の介護保険で、豊郷の高齢者が地域で生き生きと健康寿命を延ばしていけるのか、令和6年の予算を上げた以上は、町としては、それを前進させていくために予算化もしているはずなので、その点を担当の課長の方から、年頭、この予算の初めに当たって、説明を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

医療、介護につきましても、まずは健診の方を受診していただくというのが、受診率を上げていくということが大事だと考えております。

といいますのは、やはり今現状40歳の方、四、五十歳代というのはやっぱり受診率というのが低うございますので、そちらの方について受診を進めていき、また早く、早期加入していただいて、医療についても給付費の方を下げっていく。また、健診の方を受診された方については、保健指導という形で、栄養相談でありましたりとか、予防の方についての説明もさせていただいています。

後期高齢になられた方につきましても、介護認定を受けられないために、予防の方をしていくためにどうしていくことができるのかということも一体的に考えて事業の方を進めているところです。

国保、後期高齢、介護保険、一般会計の方の介護事業における施策の方を地道

にすることによって、今すぐには給付費の減としては表れてきませんが、そういったところを地道に行いながら、将来的には給付費の抑制ならびに被保険者皆様が元気に暮らせていけるようにつなげていくことが、私たちのしなければいけないことだと考えております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありますか。

今村議員 再々質疑。

村岸議長 12番、今村議員。再々質疑。

今村議員 今、課長が健診をもっと増やして予防、そういうことを早期に発見、早期に治療ということで、そういう医療費、介護費を下げていくんだということをおっしゃいました。

しかし、町の、これは昨年頂きました介護保険の1段階から第12段階までの被保険者1,997人中、認定者数というのが386名いらっしゃるんです。その中で、認定者数が極めて0か、いないかというのが、9段階は0、第10段階は0、第11段階は1人、第12段階が0。これが意味することというのは、やはり介護保険を認定してもらっても、その中で、介護サービスを受けなくてはいけないけど、受けられないという人がやはり低所得高齢者には出てくる可能性が高いということです。

また、長年高額所得がある高齢者の方々は予防保健、また健診、人間ドック、自己検査がよくできる余裕と権力を持っておられる方が多いというのが必然的に出ているなと思いましたが、この点で、課長は健診とか、前向きにいろんな予防、介護なんかの事業に参加できない方々が豊郷町でどうやって、お金もないし、まだ75を過ぎても働かんなんという人もいますし、そういう中で、どんなふうにそれを分析しているのかが理解できないんですけど、最後にちょっと答えてください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

健診につきましては、無料の方でさせていただいております。また、後期高齢者の被保険者につきましても、令和6年度から健診の対象者が除外とされていたものを健診の対象としましたので、健診の対象者が増えていると認識しております。今回、様々な事業の方をさせていただいておりますが、本人様からの負担というものは頂いていない状態ですので、予防という点では参加いただければと思っております。

また、本人で介護予防ということで、できることといえば、歩くということも大事ですし、食事の面も気をつけていただくことも大事だと思います。それぞれができることも皆さんあるかと思うので、そちらの方を進めていっていただけるようお願いしたいところでございます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第21号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第22号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第23号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第21号、議第22号、議第23号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。審議のほどよろしく願います。

ここで昼食といたします。再開は13時30分からしたいと思います。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時27分 再開)

村岸議長 皆さんおそろいですので、ただいまから再開いたします。

日程第27、議第24号令和6年度豊郷町水道事業会計予算から、日程第28、議第25号令和6年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第24号令和6年度豊郷町水道事業会計予算及び議第25号令和6年度豊郷町下水道事業会計予算を編成いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

まず水道事業会計では、給水戸数2,561戸、年間総給水量78万7,219立方メートル、1日平均給水量2,157立方メートル、1日最大給水量2,733立方メートル、主な建設改良事業といたしましては、排水管設備改良費6,059万3,000円を予定しております。

次に、下水道会計では、接続戸数 2,561 戸、年間総配水量 102 万 7,032 立方メートル、1 日平均配水量 2,814 立方メートル、主な建設改良事業としては、管路施設改良費 5,612 万 6,000 円を予定しております。

詳細につきましては、担当課長から補足説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田上下水道課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 それでは、私から、まず令和 6 年度豊郷町水道事業会計予算の説明をいたします。

説明は、8 ページ以降に予算計画書が詳細に記載されていますので、そちらから説明をいたします。

8 ページ、収益的収入では、款 21 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 営業収益は 1 億 3,444 万 3,000 円です。項 2 営業外収益、目 3 補助金 1,431 万 4,000 円は職員の給与、目 4 他会計負担金 710 万 3,000 円は繰出し基準に基づく統合前の簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る利子償還金、統合後の企業債に係る償還金の 2 分の 1 を一般会計から繰入れです。

9 ページ、収益的収支では、款 22 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費 6,154 万 3,000 円の主な内容は節 6 委託料 2,968 万 4,000 円のうち、浄水場包括管理業務 1,249 万 6,000 円、メーター検針業務 368 万 7,000 円、電気計装機器点検業務 400 万 4,000 円など、ろ過機等点検業務 338 万 8,000 円、仕切弁ボックス点検業務 271 万 9,000 円などを計上しております。

続いて 10 ページでは、節 8 修繕費 932 万 2,000 円のうち、北部・南部浄水場の LED への交換 286 万 5,000 円をはじめ、経年劣化などによる修繕を見えています。

続いて 11 ページ、目 4 総務費 2,027 万 2,000 円のうち、16 委託料として、公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務 165 万円。

12 ページ、節 26、報償費 50 万円は滞納整理の着手金。

14 ページ、資本的収入では、款 23 資本的収入、項 2 負担金、他会計負担金 548 万 1,000 円は、繰出し基準に基づく元金償還金の 2 分の 1 を一般会計からの繰入れ。

15 ページ、資本的支出では、款 24 資本的支出。項 1 建設改良費、目 4 排水管設備改良費、節 1 委託料 1,580 万 7,000 円のうち、水道配管台帳及び固定資産情報紐づけ業務で 488 万 4,000 円、北部浄水場新設井戸詳細設計業務で 590 万 7,000 円、節 2 改良工事費 4,478 万 6,000 円のうち、県道安食西八目線バイパス工事に伴う配水管布設替工事（第二工区）で 1,427 万 8,000 円を計上しています。

続いて、議第 25 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

こちら、説明は 8 ページ以降が予算の計画説明書の詳細になっておりますので、こちらから説明をいたします。

8 ページ、収益的収入では、款 41 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料 1 億 4,691 万 5,000 円、目 2 雨水処理負担金 562 万円、項 2 営業外収益、目 2 他会計負担金 8,970 万 9,000 円は、繰出し基準に基づく繰入れ、目 3 他会計補助金 1,251 万 2,000 円は職員給与の一般会計からの繰入れ。

9 ページ、収益的収支では、款 51 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費 5,138 万 2,000 円の主な内容は、委託料 4,695 万 2,000 円のうち、下水道本管の管路清掃及びマンホール目視調査が 581 万 9,000 円、管路の内部状況を調査するため、本管にカメラ調査 797 万 5,000 円、豊郷町流域関連公共下水道事業計画変更業務で 2,681 万 8,000 円など、下水道管の維持管理経費を計上しています。

10 ページ、目 2 総務費、節 8 報償費 99 万 3,000 円は、滞納整理の弁護士費用と現在係争中の裁判が令和 6 年度中に結審する予定であるため、成功報酬を計上しています。

11 ページ、節 15 委託料、公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務 165 万円を計上。目 3 流域下水道管理運営費負担金 6,272 万 4,000 円は、滋賀県の汚水処理施設である浄化センターへの汚水処理負担金。

13 ページ、資本的収入では、款 61 資本的収入、項 2 企業債、目 1 建設改良費等企業債 3,180 万円、項 5 負担金、目 3 他会計負担金 380 万円は、繰出し基準に基づき一般会計からの繰入れ。

14 ページ、資本的支出では、款 71 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 管渠築造費 2,558 万 6,000 円のうち、節 11 委託料、雨水内水浸水想定区域図作成業務に 1,217 万 7,000 円、雨水管理総合計画策定業務に 347

万6,000円、下水道施設台帳の更新と公共下水道基礎資料構築業務に508万2,000円、目2流域下水道建設費2,416万7,000円は、松原の汚水処理浄化センターの更新改良に係る流域下水道建設事業市町負担金として計上しています。

主な内容を説明いたしました。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第24号令和6年度豊郷町水道事業会計予算、議第25号令和6年度豊郷町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第24号、議第25号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第29、発議第1号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

河合勇議員、提案理由の説明を求めます。

河合議員。

河合議員 それでは、発議第1号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の提案説明を行います。

私は、令和5年5月5日開会の定例会において、議員改革の必要性があるとして、議員定数の削減を提案いたしました。しかし、残念なことに、本旨である定数削減に対する議論は全くされることなく、関連として提案していた議員報酬に執着した発言がなされ続けました。私は、議会がこのようなことで本当にいいのかと、改めて自問自答を続けております。

そこで、本町の議会議員選挙の過去の結果を見ると、昭和56年に執行された議員選挙では、何と投票率94.03%でした。以降を見ると、平成11年の87.28%、平成15年、82.66%、平成19年、77.79%、平成23年、73.99%、平成27年は無投票でした。令和元年、63.39%、令和5年、昨年の選挙であります、60.66%と、投票率が下降を続けております。

私は、選挙に対する有権者の関心が薄れていくのは、1つの理由として、私を

はじめ、議員の資質が厳しく問われているんじゃないかとの思いから、慢心、おごりにならぬよう、自身に言い聞かせております。

一方で、令和6年1月21日に執行された、よそごとではありますが、甲良町の議会議員一般選挙の結果を見ますと、令和2年の選挙では投票率が73.7%でありましたが、令和6年、今年選挙では77.11%と、3.4%向上しております。これは町長と議会との対立も解消するための選挙ではあったと思いますが、どう考えるかはあれでしょうが、しかし、甲良町は議員定数削減をして臨んだ選挙でありました。選挙結果からも分かるように、議員定数10人にすれば、おのずと有権者の関心も高まり、投票率の向上にもつながると私は思います。まさに私が思い描いた選挙でもありました。

町民の皆さんからは、選挙のときと議員になってからは態度が違うな、議員は議会がないときは何しているんやと、よく耳に受けることがあります。投票率が向上しない大きな要因は、議員それぞれが日々の議員活動をどのように行っているのかの結果ではないでしょうかと思います。議員自らの資質と品格をいかに備え、思い、議員の立場として、町執行部とともに豊郷町の未来をどのように描くかが肝要だと考えます。こうした思いから、改めて議員定数の削減を提案するものであります。

議員削減をすれば、当然皆様には、1つ目には、選挙において、これまでより多くの町民の皆さんの支持を必要とすることになり、それだけ町民の皆さんの声を広く聞くようになると私は思います。

2つ目には、精鋭の議員数で集められた議員であります、その議員で議会運営を行うことにより、意見をまとめやすく、議事を簡潔に効率的に進められると思います。

3つ目には、議員定数を削減すれば、当然ながら経費削減になることは言うまでもなく、私の試算では、年間約、約ですよ、400万円の減額と。これは数値を細かく言うと、いろんな数値がありますので、議員数も比較的、今、犬上3町でうちだけが12ですので、町村会議会でも、うちは定数2人分余分なので、割を充てられております。それで、年間にすると約400万円の減額となります。4年間の任期であれば、約1,600万円もの減額した経費を福祉や介護、教育など必要とする事業に使うことができます。

最後に、町執行部に経費削減を求めるだけでなく、議会も行政改革の一環として、身をもって経費削減をする必要があるのではないかと考えます。

以上をもって、提案理由の説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

本田議員 議長。

村岸議長 4 番、本田議員。

本田議員 質疑を行います。

今お聞きしますと、定数削減の理由の中に投票率が、豊郷町の町議選の投票率が低くなったことというのが挙げられています。これは全国の、全国区の選挙ならびに県議選をはじめ、地方選挙、今、若者も含めて投票率が低くなっているということが全国的課題になっています。これをもって、定数削減の根拠にすることはいかがなものかと思います。この点についてのご意見を伺いたい。

もう 1 点は、定数削減によって定数が少なくなれば、町民の選挙に対する関心が高まるという、全く理解ができない提案をされています。もし関心が高まるのであれば、地方選挙で全国区では小選挙区制になったわけですから、本来ならば、その論理でいくなれば、小選挙区制の投票率はどんどん高くなるはずですが、全く逆です。私は今、どうして住民のために働く議員の定数を削減しなければならないのか、改めて聞きたいと思うんです。

そして今こそ、提案者も言っていますが、住民のためにどのような活動をするのかという襟を正されているという点では受け止めたいと思うんですが、以上の点での回答を求めたいと思います。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 本田議員の質疑にお答えします。

今、提案理由で述べたとおりであります。今回は、私は議員定数削減、なぜかと。下げて候補者が各字から平均で出てもらったら、当然議員は汗かくんですよ、一生懸命になって。今回の選挙を見てくださいよ。関心がないんですよ、投票率の低いのは。住民にもっと関心を求めるんだったら、当然あらゆるところから、そのような方々が立候補されて、もっと立候補者を、競争率をどんどん上げていくようにやっていかないと、ちっとも改革はできませんよ。

そんなん言うて、中央の話だって、ここは地方ですので、私は何もそんなことに触れていませんよ。私の提案理由の説明をしっかりと把握していただきたい。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

反対ですか。賛成ですか。

本田議員 今の定数条例に対してですね。

村岸議長 そうですよ。それで反対か賛成か言ってもらわんと、手を挙げてもらっても、どっちや分かりませんのでね。

本田議員 提案について反対。

村岸議長 本案に対する反対討論の発言を許します。

本田清春君。

本田議員 質問でも述べたように、まず、投票率が高くなるという根拠は全くありません。それから。

ちょっと、ああいう発言は許さないでください、議長。

私たち地方議員の重要な任務は、多様な住民要求を酌み取って、それを行政に反映することです。そして、住民目線で行政を監視することです。私の場合で言いますと、議会が開催される前には、直接住民の方に出会って、生業や環境、教育、子育て等の要望をお聞きし、行政についての質問を聞かせていただきます。それを練り上げて、まとめて一般質問にして、こういう形で提案させてもらいます。その前には、担当課の方にも直接質問をさせてもらい、情報も得ます。そして、議会で行った私の質問と、それに対する町行政の回答を議会終了後、ビラにして、住民の皆さんにお伝えしています。住民の方からは、議会の様子がよく分かるようになってきたということを聞かせていただいています。また、12月議会からは議会だよりが発行されたことも喜んでおられます。

こうした町会議員を少なくすることが住民の利益にかなったものと言えるでしょうか。議員が少なくなれば、地域の多様な住民の意思を議会に取り上げることはますます困難になるのではありませんか。

しかし、一方、議員の数を少なくすることを望む声が上がっているということも新聞紙上で知っています。しかし、その声が示しているのは、議員が住民の声を丁寧に拾い上げて、議会で議論し、それを知らせ、住民の皆さんの利益に還元していくという循環が十分にできていないということではないかと考えます。議員である私たちは、この声に応え、もっと住民の暮らし、行政への要望を聞き取り、行政に反映させていくことが今、求められていると考えます。逆に議員が少数になれば、多様な住民の意思は行政に反映しにくくなります。私は明確に反対です。

次に、議会への女性の進出が今求められています。私たちの議会には女性が2名ですが、今後を考えますと、議員定数を削減すれば、女性の進出が困難になることが予想されます。議会においてもジェンダー平等を実現する展望を開いた

めにも、定数の削減を行うべきではありません。

最後に、議員必携を見ますと、議員定数の変更については慎重に期すべきだと述べています。議員定数の変更は町議会の根幹に触れる重要事項であるから、その変更は議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきもの。慎重を期すべきものと記しています。地方自治法改正により、地方議員の上限が撤廃されたとしても、豊郷町は著しい人口減も見られず、人口の数から見ても、議員定数は全国平均 11.5 に合致しています。多様な民意を反映するためにも、現在の 12 名の議員定数が不可欠であると考えます。

以上です。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。ほかに討論はありませんか。
議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第 1 号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数であります。よって、発議第 1 号は否決されました。

日程第 30、発議第 2 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

西澤博一議員、提案理由の説明を求めます。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤議員。

西澤議員 発議第 2 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、提案説明を行います。

発議第 2 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

昨年 11 月 21 日に開会された第 1 回臨時会において町長から提案のあった条例の趣旨は、令和 5 年度の人事勧告に基づき、特別職の給与について所要の改正を行うものでありましたが、当議会では否決されました。しかし、本来、人事院勧告とは、民間給与と国家公務員の較差の算出によって、社会情勢に適応するよう、給与水準の改定、制度の見直しの後、勧告されるものであります。対象が特別職といっても、安易に否決することは、今後の物価高に対する賃上げ基調にブレーキをかけ、町内の中小企業に影響も出るおそれもあることから、避けるべきと考え、人事院勧告どおりに支給するように改正を求めるものでございます。

ご同意よろしくお願いいたします。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

河合議員　議長。

村岸議長　11番、河合議員。

河合議員　それでは、発議第2号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する質疑を行います。

まず、令和5年11月21日において、臨時会において、町長から提出されました議第87号は、賛成3人、反対8人という賛成少数で否決をされました。しかし、今回の発議第2号とどこがどう違うのか、答弁を求めます。

議案書を見ると、西澤氏、前田氏、井上氏の3名は前回賛成であったから分かりますが、今回、長谷川氏、辻本氏、中島氏、西山氏の4名は、臨時会では反対の意思表示をしておきながら、今回賛同とは何があったのか、理解ができません。まだ3か月前のことですよ。議員は、住民からの負託を受けて議員となるのであるから、住民の立場に立って判断したのでしょうか。私は大変疑問に思います。

また、議会広報に、あたかも鈴木氏が反対討論したから否決されたかのように自分の氏名を入れて書かれているが、私は自分の意思で反対をしたのであります。誤解をされるような表現は非常に残念に思います。

なお、3か月前の臨時会で否決されたものをすぐに提出する理由が私には分かりません。提出するにしても、二、三年後に提出すればいいのではないかと思います。西澤氏は賛同を得るための説明に行ったのでありましょう、署名の方々に。どのような理由を聞いたのでしょうか、説明をしてください。

西澤議員　議長。

村岸議長　9番、西澤博一議員。

西澤議員　河合議員の質問に対してご回答をしたいと思います。

まず1点目ですけど、最初の話、11月の臨時議会で賛成が3で反対8でした。その後、私なりに考えまして、反対された方に提案理由を示して、ご理解をいただくように寄せていただきました。そのようなことで納得いただいて、署名をいただいたものでございます。

もう1点ですけども、今回、特別職の勤労者でありますけども、やはり町長、教育長にいたしましても、私たち議員にいたしましても、住民の大切な税金を歳費としていただいております。議員活動もその中に含まれております。また、特別職の町長、教育長にしましても、それなりの責務を持った重大な職務であるということは当然であります。それに見合う、やはり給付が必要でないかということが人事院勧告がされたと思います。

人事院勧告はやはり公務員、地方公務員が給料を上げてくれということとはなかなか言えないことで、そのために人事院勧告があるというようなことを私も聞いております。そのような意味で、やはり私たち議員におきまして、やはり特別職の首長、教育長その他の特別職の方におかれまして、やはりそれなりの責務を果たすことが重要であり、また、それをいただいた歳費のおかげで今日、議員活動、また生活の糧にさせていただいているのではないかなと私自身は思っているわけであります。

しかし今、河合議員からありましたように、11月にやったやつをなぜ3月に出してきたかということもありましたけども、またいつ人事院勧告がこの9月にあるのか、また1年後、2年後になるのかは、その点についてはまだ未定でございます。おおむね全国の自治体におきましては賛成をしているところが、反対もありますけども、賛成しているところがあろうと私も思いますので、今回このような形で進めさせていただいたものでございます。

村岸議長 ほかにありませんか。

河合議員 再質疑。

村岸議長 河合議員。

河合議員 西澤氏、どこがどう変わったのかと聞いとんねん。これを、文章を見て、どこも何にも変わっとらん。それなりの理由があって賛同を得たんでしょ。説明になってませんよ。どこが、私、今これ見ていますけど、ちっともそれに触れない。ついている添付書類を見たら、どこの文言も変わらない。変わったのは署名の賛成議員だけや。そうでしょう。

私、初めて委員会というところに、広報委員会に初めて傍聴に行きました。委員会に傍聴に行ったのは私、初めてですよ、あの広報委員会がね。そのときにある者が、この議案提案を載せるのか、載せるのかと再度聞いておりました。そのときの委員長は「載せます」と、そう答えていました。私、それ1回のみでしたけどね。

だから、私のこれはあくまでも臆測ですよ、今回の議会だよりもその者たちが載ったから、議会だよりも、広報に。だから、そのほかの方たちに賛同を得に行っただけじゃないですか。私はそう臆測していますよ。私はひきょうやと思いますよ、このやり方は。

賛否両論はいろいろありますよ、当然。あります。それは間違いありません。今おっしゃったとおり、我々も皆さんの血税から給料をもらって、ここにこうしておられます。それは特別職の一番、一番本当に関係のないのが教育長ですよ。私は一番犠牲者やと思いますよ。この方は特別職であって、我々と違う立場の人や

から。我々は公職選挙法でここに選ばれた人間なんやから。私、その違いだけはきっちりと、線を引けるようであれば、教育長だけは線を引いたってほしいと思います。これはあくまでも特別職という枠にはまっているからね。そうじゃなくて、何回も言いますが、ほんまに教育長は、この件に関しては犠牲者ですよ、犠牲者。と思いますよ。私は何も擁護も弁護もしてませんけどもね。この方はこういうふうな立場で選ばれる人間やないんやから。

そこで私は、そういうふうな判定をしておいて、私は何も完全に駄目だと言うてるんちゃうんや。まだ3か月ですよと。ならば、その賛成の方は、なぜそのときに賛成せなんだか。私はそこだけは言いたい、強く。

この3か月の間に何があったか知りませんよ。あの賛成の方はちょっと勘ぐったん違いますか。自分たちの仲間が賛成すると思ったんちゃう。私はそう憶測していますよ。だから、残念ながら、自分らの思いどおりにならず、ならなんだ結果だったから、こういうふうに上げたんだと、私はそう思いますよ。どうですか。

村岸議長 西澤博一議員。

西澤議員 まず1点目、どこがどう変わったかということをお尋ねいただきました。条例については変わっておりません。しかしながら、先ほども言いましたように、やはり特別職というのは重要な住民さんの立場の職責を持っている方々ですので、やはりこれは早くしたほうがいいのでないかと。9月に人事院勧告があるのか、来年、再来年あるのか、それもまだ未定の話ですけども、やはりそれがまず大事やと思っております。

そして、河合議員の言われたように、反対の方々にという話がありました。私は趣旨説明を、ですから、このような形で進めたいと、繰り返しになりますけども、このような形で進めたいということを納得していただけたと思って、納得していただいた方だから、このように名前の署名をしていただいたんやと私は思います。

また、今、広報のことについて出しましたけども、広報は広報の中で、いろんな広報委員の中で、いろんな形の意見等々があって、それを集約してやります。最終的な結論については、やはり広報委員長が持っておられますけれども、しかし、その中でいろんな議論を重ねて、このような形の広報紙を今回発行させていただいたところでございます。

以上でございます。

村岸議長 ほかにありませんか。

今村議員 12番。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、発議第2号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対して、提出者の方に質問いたします。

一事不再議というのがある、同一会期中にはできないから、会期が変わればできるというのは、法的には可能なんです。でも、今回の問題は、先ほど河合議員もおっしゃったが、全く同じ内容で、さらにこの提出者の中で、前回反対して今回賛成に回る、この問題のことなんですけれども、私は人事院勧告というのは、国家公務員に対する官民較差の是正という形で人事院が勧告することで、これは豊郷町は地方公務員です。そういう面では、町には人事委員会もありませんので、組織する必要はないので、都道府県とか、そういうところは人事委員会に市長が諮問して答申も受けるような手続もあります、そういうことがないという豊郷町において、議員は、特別職でも町長、教育長は執行側の特別職、議員というのは住民の選挙で選ばれた、住民の負託を得た特別職ですよ。

そういう立場で今回、先の11月の臨時議会で、私はやはり現在のこの物価高の中で、国民、また町民も非常に生活苦を感じている、こういった中で、人事院勧告の法的拘束力は地方公務員とかに、特別職には、それに法的拘束はないわけで、準じてやるだけのことなので、だから、先ほど提案者も言ったように、反対する、否決する議会もあって当然なんです。

だから、そういう面で今回、再度同じ議案を出して、町長、教育長ならびに町会議員の手当の引き上げ、これを7名の議員さんの連名で出されているというのは、これについて私は非常に疑問を感じたんですけれども、それについて提案者は、今の町民の感情、12月のときのボーナス時、町長なんかは100万以上もらっていましたよね。全部町長やらの、国の、公開されていきましたから、そういう中で、非常に賃金も上がらない、年金も上がらないし下がっていく、物価はどんどん上がるから、実質賃金は下がり続けている。こういった中で特別職と議員を上げるべきだということを再度主張されているんですが、それを7人の議員さんで一致して出しているということで、その理解が、私には理解がちょっと、考えが及ばないので、再度、こういう現下の状況の下でも出さなアカんとなった理由を説明してください。

村岸議長 西澤博一議員。

西澤議員 今村議員の質疑にお答えいたします。

先ほど申しましたように、繰り返しになると思うんですが、まず物価高の件でございまして、やはり経済というのはお金を回して潤うことでありまして、私たちが歳費、頂いております。それを町内で使うことが大事やと。それに年金に

おいても、やはり一人ひとりによって違うと思います。

議員についても、議員は特別職の公務員と、地方公務員法によって定められています。一度当選したら、4年間は議員活動します。しかし、4年後にやはり落ちたとしたら、その間、何の身分保障もございません。やっぱりその間、皆さんの大切な税金を頂いて議員活動、また生活等々に充てている方々がここにもおられると思いますので、やはり物価高はお金を回して、やはり経済を活動させるということは、やはり賃金を上げるのに好循環ではないのかなと私自身は思います。

以上です。

今村議員 再質疑。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 今、提案者の方から、お金が回れば経済がよくなっていくみたいなお話で、特別職のこういう手当、報酬等も引き上げていくのは当たり前みたいなことをおっしゃっていましたが、今、わが国の経済というのは、非常に景気は悪化している原因というのは、物価が上がって、それで買物ができない、個人消費が伸びない、実質賃金が下がり続けて、これ以上下がっていったら、どうやって生活していこう、また、社会保障費が上がって、年金が下がる中で、老後の生活不安、そういうのが国民全体の状況に陥って、消費が拡大しない。今はなるべく節約して、将来のために残さなきゃいけないぐらいの状況に陥っている中で、そういう国民感情の中で、比較的報酬が高い特別職、議員は19市町で一番うちが低いんですよ、報酬。でも、議員に対しても、年間の出席日数とかですごく高率な報酬をもらっているって、そういうことを私、住民さんにも言われたことがあるんです。

そういう厳しい目がある中で、どうして、うちの議会で1回は否決されたものが、当町議会の7名の議員さんで再提出されたのかというのが理解ができませんが、その点について、提出者は何遍もおっしゃってくださっているから、前回反対された方で否決に回った方が、今回なぜ賛成に回ったかという点で答えていただける方がいたら、説明をお願いしたいと思います。

村岸議長 西澤博一議員。

西澤議員 今村議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたですけども、前回11月の臨時会で反対された方々に寄せていただいて、先ほどの提案理由をお示しました。ずっと読んでいただいて、納得していただいたから、署名いただいたんやと思っています。それ以上でも、それ以下でもございません。

ただ、言われるように、やはり各家庭によって、いろいろと財政事情があると思います。しかし、それならばやっぱり、私たちも貴重な税金を頂いているんですから、やはり頂いた以上はそれを地域のために使うというのが一番大事なことでないかなと思います。

いろいろと、細かく言えばいろいろとあると、やっぱり個々個々、人によっていろんな思いはあると思いますけど、私はやはり経済というのは、日本においてもやはり、滋賀県どこにおいてもやはり、お金が回らんことにはどうにもならんのと違うのかなと私は思うんですわ。

ほんで、株価も上がっているけど、今はもうそんなのはどうでもええ話やけども、やはり大事な歳費を頂いているんですから、そこはやはり自分も、一人ひとりの議員も、議員活動を行い、やはり町民さんのためにもなるように私たちも働かなければいけないと思います。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

河合議員 反対。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

河合議員。

河合議員 発議第2号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

私は12月定例会の一般質問において、去年の4月から選挙制度が開始され、立候補者のポスター、車上運動員の一部、選挙カー、燃料費、選挙カーのみなど等の費用は住民さんの血税で支出されたお金です。私は一般質問でも48万円使わせていただきました。新聞、チラシ等がある方は、またもう少しお金が要ったでしょう。

質疑でも言いましたが、臨時会で議案が出されて、採決が行われたのはまだ3か月前ですよ。もう少し住民さんに還元してから提出してはどうかと思いますが、いかがですか。

ちなみに、減額金額は、これは期末手当。皆さん、サラリーマンのボーナスですよ。給料違いますよ。年2回の。勘違いしないでくださいよ。誰かそういう方もおられましたけど。あくまでも、きれいごとで期末手当と言うてるけど、ボー

ナスですよ、年2回の。それを、ちなみに減額金額といいますのは、町長で31万2,800円。教育長、先ほども言うたけど、犠牲でかわいそうですけども、23万5,980円。議長で11万3,390円、副議長で8万1,880円、議員1人7万4,520円掛ける10ですから74万5,200円。総額は148万9,250円です。

ちなみに、選挙制度で皆さんが執行されました選挙運動費用、何と532万1,878円使ってますよ、皆さんの血税を。それを考えると、私はもう少し還元してから提出されたらどうですかと、賛否両論ありますよと言ったのは、そこですよ、私は。私はきれいごとを言うんじゃないですよ。これだけの血税を使わせていただいて、我々、何もなかったら、4年間ここに安定でおられますんやから。何回もらえますか、これから。半分返しても半分4回あるんですよ。そうでしょう。だから、私はそういうふうな思いから、そりゃあ誰でも、お金は邪魔にはなりませんよ。よって、私は発議第2号は反対いたします。

鈴木議員 議長、反対討論。

村岸議長 本案に対する反対討論。鈴木議員。

鈴木議員 発議第2号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

この条例案は、町長、教育長、議員の手当を増額するもので、先ほどから議論があるように、昨年11月の臨時議会で町より提案されましたが、賛成少数で否決をされました。

最近、株価がバブル時を超え、連日最高額の更新を続け、一部の富裕層がその恩恵にあずかっていますが、一方、今月に入っても物価の高騰が進み、町民は激しい物価高騰で生活が深刻な打撃を受けている中、一度否決された特別職の手当をまた増額することでは、町民の中から、どうしてまた増額するという声が出るのは必然であり、反対いたします。

前田議員 賛成討論。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

前田広幸君。

前田議員 発議第2号に対する賛成討論を行います。

民間事業者は業績を基に給与を決定していますが、町には人事委員会が設置されてません。このことから、人事院が民間給与と国家公務員の較差を解消するために、社会情勢に適応するような給与水準の改定、制度を見直した後、人事院勧告が行われています。

また一方で、中小企業にとっては、業績とともに地方公共団体の水準も含めて

給与水準を決定しているところもあります。町は、人事院や都道府県からの勧告を受けて、具体的な給料改定方針を決定されるものであることから、特別職も例外とは言えず、賛成討論とさせていただきます。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第31、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、西澤博一君の質問を許します。

西澤議員 ちょっと待ってて。

村岸議長 質問をよろしくお願いします。

西澤議員 ごみ収集等についての対応は。

廃棄物収集運搬業務は、町民が日々生活していく中で必要不可欠な業務であり、そしてまた、当該業務に携わっていただいている方々、日々の適正なごみの分別、ごみの減量化とリサイクルに取り組まれている地域住民の方々に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

この年末、住民の方々から、「金曜日は回収が休みなので、月曜日にしかごみが出せない、年明けまで出せないで困っている」との声を多数寄せられました。こうした声の背景は、収集日の年末、長期休暇の際などに対し、回収業務を柔軟に対応できないことが原因として挙げられます。

そこで、年末、連休、お盆等における収集日の柔軟な対応を求めるが、今後ど

のような対応をするのか、町の見解を問います。

住民生活課長 議長。

村岸議長 辰見住民生活課長。

住民生活課長 それでは、西澤議員のごみ収集等についての対応はのご質問についてお答えいたします。

ごみの収集日に関しましては、カレンダーを作成時に、なるべく基本の収集日を変えないように、また、リバースセンターの休所日を確認しながら、例年のとおり設定をしておりましたところ、今年度の年末年始の収集日の間隔が例年より開いてしまい、住民の皆様には大変ご不便をおかけすることとなりましたことをおわび申し上げます。

このことを受けまして、令和6年度におきましては、長期になる休日の際の収集日について、リバースセンターの開所日に合わせた中で、年末年始の収集日を2日増やすなど、調整をさせていただきましたので、今年度のようなご不便をおかけすることはないと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

村岸議長 再質問。

西澤議員 再質問。

村岸議長 どうぞ。

西澤議員 今、課長から前向きな答弁で、この年度から、そういうふうな形を取るような答弁がございました。それはありがたいことで、多分皆さん喜ばれるかなと思いますけども、しかし、これは年度年度によって年末の連休、曜日が変わるので、ごみの収集日を考える必要があると思います。やっぱり令和6年度はこうやったと、しかし令和7年度、8年度、9年度に対しては、いろいろと変わってくる可能性がありますので、そういうところは一応加味して対応していただければありがたいと思います。

もう1点ですけども、粗大ごみの件ですけども、ルールを守らないという方々がおられるというのもありますので、やはり規則は規則でちゃんと守るように、これの啓発も重ねてお願いしたいと思います。

今の点について、もう一度、年度年度で変わりますので、その点についてはどのような対応をされるのか、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

村岸議長 辰見住民生活課長。

住民生活課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えいたします。

毎年カレンダーの方は変わるので、対応できるのかというご質問でございます。

すけれども、また来年度、また7年度、その次におきまして、きちんとまた年度年度で休みの方を確認いたしまして、きちんと対応させていただきます。

そして、粗大ごみの啓発についてでございますけれども、こちらの方もさらに、また啓発の方を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

西澤議員 議長。

村岸議長 再々質問。

西澤議員 再質問でちょっと言い忘れたんですけど、この6年度のごみ収集のカレンダーはいつ住民の方の元に行くのか、それだけちょっとお願いしたいと思います。

住民生活課長 議長。

村岸議長 辰見住民生活課長。

住民生活課長 それでは、再々質問にお答えいたします。

カレンダーにつきましては、今週末の区長便の方で発送させていただく予定でございますので、またそちらの方、区長便の方で送らせていただきましたら、また週明けには皆さんのお手元に届くかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

村岸議長 次の質問に行ってください。

西澤議員 では、町長にお伺いします。豊郷駅前通りの今後の利活用について。

令和4年度（2023年度）に豊郷駅前通りで拡幅整備されたこと、また、それに伴って商工会独自でイベントを行い、多くの方々が来られたことは皆さんもご承知のとおりと思います。

そこで、駅前通りの利活用については、商工会、近江鉄道等と連携し、様々なイベントを実施し、町内外に広く発信することによる知名度の向上を目指すこと、商工業振興による地域間の交流の向上、またキッチンカーとか、女性部、青年部の出店等による販売による駅前の活性化などが考えられますが、町としては今後どのような取組を考えているのか、下記の点について答弁を求めます。

①商工会、観光協会等がイベントを実施した場合における行財政支援について。

②駅前の活性化と今後の地域資源の活性化について。

答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の豊郷駅前通りの今後の利活用についての①について、私の方からお答えをいたします。

令和５年１０月１４日に豊郷町商工会主催で開催されました、くれない商工祭りは、近江鉄道のガチャフェスと併せて開催され、たくさんの方が来場されました。豊郷町商工会の思いといたしましては、令和６年度も同様に実施したいとお考えでありましたので、駅前で開催されるイベントの１つとして、町としても補助できるよう、令和６年度当初予算にて計上をさせていただいております。

以上です。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 西澤議員の豊郷駅前通りの今後の利活用についての②の部分につきまして、お答えさせていただきます。

②の駅前の活性化と今後の地域資源の活用についてですが、ご承知のとおり、来月の４月１日より近江鉄道線は公有民営化方式に移行します。そうした中で、鉄道の運行部分を担う近江鉄道の令和６年度の事業方針として、沿線地域と連携し、にぎわいの創出、利用促進策を実施し、お客様や沿線住民から愛される鉄道を目指すことを掲げられております。

ご質問にあります、昨年実施し、多くの方が来られたイベントも引き続き実施される予定ですので、今後も近江鉄道、また町の関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

村岸議長 再質問。

西澤議員 今、岡村課長の方から財政的な支援を計上したと言われましたけども、５００万を計上するのも計上やし、１００万を計上するのも計上やけども、金額は私も知りませんけども、予算書を見たらまた分かると思うけども、一応何ぼの計上をされたのかお聞きしたいのと、これからこれを行うことによって、やはり多くの方々に加わってもらってやる必要やと思いますので、やはり限られた財政の中で、やはり商工会と行政、そしてまた近江鉄道の連携をしながら、財政的な措置を考えていただきたいと思います。その点についてどうですか。

そして今、山田課長からありましたように、令和６年からあれですけど、５市５町は近江鉄道の駅のあるところだったと思います。その中で、やはりお互いにどこの市町村も、やはり自分のところの市町に、やはり多くの方々がおいでいただきたいということは、いろんな形でイベントをやっておられるのを私も見ましたこともあります。そんなことを考えたときに、やはり企画課として、観光協会とか商工会と連携しながら、いま一度、どのような形で進めていくかということはこの１０月にまたやるようなことも聞いていますので、それまでに一定

案を詰めて、より一層豊郷町が、滋賀県だけやなしに、多くの県、市町村にアピールできるようなことも考えていただきたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、その活性化の中で、今、ひな祭りをやっておられます。しかし、観光協会の方々がいろいろと苦勞してやっけていただいているのは私も耳にしております。ただ、その中で、住民の方が琴の演奏とか、いろんなことをやっけていただいているので、やっけてその点についても、やはり何らかの形で、やはりやっけて、考えていただきたいと思いますので、その点についてもご配慮を願いたいと思います。

近江鉄道の再構築の中のことで、やはり地域の連携の促進ということで、地元の特産物の車内の販売とか、駅周辺のにぎわいのこととか、または、今言いましたように駅施設のイベント等々や、また観光、飲食、ほかの交通網等とコラボしたチケット販売等も、共通する5市5町と共通する、そんな連携できるチケット、交通、近江鉄道を利用する乗車券等のそういうふうなことも一応考えることも必要かなと思いますので、その点について、いま一度答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

令和6年度の当初予算につきましては、50万円を計上させていただいております。このときにつきましては、当初予算の要求時期につきましては、まだ近江鉄道のガチャコン等がまだ実施されるか不明でありましたので、本町としても、されるのであれば、本町といたしましては、今年度同様、近江鉄道沿線の地域と連携して盛り上げるために補助金を出せるように計上させていただいております。また実際に6年度も実施されることになりましたら、ご精査していただき、補正予算にて、どうしていくかというのをまた検討してまいりたいというふうに考えております。

また、観光協会のひな祭り事業等につきましては、本町からも観光協会に対しまして補助金等をお出ししております。その中で、観光協会が独自の政策等をしていただけて、盛り上げていただいていると思っております。今後とも町としては援助してまいりたいと思っております。

以上です。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

5市5町の沿線地域との連携ということで、今年度の、また近江鉄道の取組の中で、先ほど申しあげましたガチャフェスなどとの連携をきっかけとして、沿線団体との取組の拡充など、また、沿線のお祭りとかイベントがあった場合の連携、また、沿線企業との連携ということで、企業との意見交換、また地酒電車などの運行、そして、みらいファクトリーという近江鉄道が独自で実施している社員との活動の中で、近江鉄道社員の沿線地域への積極的な関与ということで掲げておられますので、今後とも連携してまいりたいと思っております。

以上です。

村岸議長 再々質問は。

西澤議員 今、岡村課長、また山田課長、丁寧な説明をいただきましたけども、ここで1つ、5市5町ですけども、うちの首長のやはり伊藤町長にも一言お願い、お願いというか、答弁を求めたいと思います。

やはり5市5町で寄る会合もあろうと思いますけども、やはり一番、滋賀県で一番小さな町だからこそ、小回りも利くし、融通もいろんなことに対して目が届くと思います。その点についても、これから豊郷町を発展、また多くの方に、繰り返しになりますけど、多くの方々に知ってもらおうという点についても、豊郷町の町長という立場でどのような考えを持っておられるのか、一言答弁を願います。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど来、課長が申しておりますように、やはり5市5町がせっかく近江鉄道、そのような上下分離型で残したんですから、しっかりと支えて、そして活性化のために何ができるのか、しっかりまた考えてもまいりたいと思いますし、先ほどのイベントの件につきましても、なかなか日の日程が大体10月の中頃となっておりますし、オータムフェスティバルと近いということもありますし、それとまた、観光協会の方も江州音頭の発祥の地ということで、やっぱり中山道を中心に祭りもしたいなという、ものすごく意気込みが、それぞれ観光協会なり、商工会なりが持っておられますので、やはりイベントの内容等も精査し、そしてまた、その日程等も精査した中でどのように今後取り組んでいくのか、今後これから、もう3月になったら観光協会の方が夏祭りの方も計画をしていただけるので、議論をしてまいりたいと思いますので、またいろいろな面でお世話になると思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

村岸議長 次の質問に行ってください。

西澤議員 災害に対する被災対応を問う。

家屋の倒壊とか火災で多くの命を失われました阪神・淡路大震災の発生から今年で29年を迎える今、このような悲劇をいかに防ぐか、現在も問われています。そこで、以下の点について答弁を求めます。

①防災訓練に対する町民からの評価は。

②防災倉庫内の備蓄品、水、食料等はどのような程度の準備をしているのか。また、各字にどのように発送するのか。

③小中学校で被害が発生した際の対応は。

④今後、防災訓練についての町の考えは。

以上、答弁を求めます。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、9番、西澤議員の災害に対する被災対応を問うのご質問について、お答えをさせていただきます。

まず1点目、防災訓練の評価についてですけれども、町民の方からは、よい評価も悪い評価も届いてはおりません。

次に2点目、防災倉庫内の備蓄ですが、水、食料に限って申し上げますと、パン6,480個、炊き込みご飯等のアルファ化米4,000食、カレーライス3,000食、ビスケット類3,000袋、飲料水は500ミリリットルペットボトル9,600本を備蓄しております。各字へは倉庫から各避難所に公用車で配送を予定しております。

3点目の小中学校関連ですが、授業中に発災した場合は、教員の指示で避難等を行うことになります。避難訓練は年に3回実施されており、校長の指揮の下、適切に対応していただけるものと考えております。

4点目の今後の防災訓練ですが、以前からご指摘をいただいておりますので、今後は拠点避難場所での避難所開設を行い、各種訓練を実施していく予定をしておりますが、来年度につきましては、県の総合防災訓練が湖東地域での実施となることから、連携しながら町でできることを実施していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 再質問。

西澤議員 まず1点目ですけれども、評価がどうかというのはないということで、分からないということやな。毎年区長会もあると思うので、年度末にでも行って、その辺のことをお聞きしたらいいのではないかなと。

やはり私、個人的に思うのは、やはり今までからずっと、私が議員にならせてもらったときには、小学校で土のうづくりとか、AEDの使い方とか、いろんな事々を体験させていただきました。やっぱりその辺のことは大事なことでないかなと思いますので、やっぱり考えるべきかなと私は思います。

なので、今の点については、今度は10月かいな、防災訓練が終わった後、また区長会があらうと思うので、そのときにどのような意見があったか、その辺のことは一遍集約しておく方がええかなと思うので、その点、よろしくお願いいたします。

そして、2点目ですけども、防災のことですけども、聞くと、水が、食パンが6,480とか、いろいろお聞きいたしました。限られた、結構、私も初めてこれだけあるのかと思うたんやけど。防災の、うちの町から頂いているこれがあるんですけども、その中で飲料水の確保、1人1日3リットルとか、最低限、生活用水の確保が1人1日20から100リットルとか、いろいろ書かれています。しかし、それが実際に何か起こったときに、いつ起こるか分らんことで、突発なことやさかいに、なかなか対応が難しいと思うので、やはりそこら辺は心がけなあかんのかなと思います。

そういうことを踏まえて聞いていると、公用車で各公民館か、小学校かとかへ運ばれると思うんですけども、万が一この間みたいな能登の大震災、先ほど議会が始まるときに、町長の中で挨拶があった中に、困難でなかなか行けなかったと、それが中止となったというようなことをお聞きいたしました。つまり、そういう可能性はうちの町もあると思うので、やはり最低限必要なやつは、数は多い少ないは別として、例えば各集落の公民館とか、被災地の例えば小学校の体育館とか等にストックする必要があるのではないのかなと私は思うんですわ。

能登のところでも、やはりそういう災害が起こって、ちょっと、1週間ほどしばらく間が空いたときに毛布を持ってきたりとか、やっぱり寒いときに、やはり毛布も必要やと思うので、そういうような毛布等もやはり避難時、避難の場所のところ、いわゆる公民館とか、その辺のところに、たとえ枚数は別として、やっぱりストックしておく必要があるのではないかなと思います。

あと、また新聞等でも、いろいろ出ているんですけど、やはり女性の方もおられます。今の話の中では、パン、カレー、ビスケット等々が今、総務課長からありましたけども、最低限でも女性が使用される生理用品とか、小さい子どもたちがおられる家、紙おむつとか、あとは高齢者の紙おむつとか等はやはり、数は別として、そういうふうなものもやはりストックする必要があるのではないかなと私は思うんですけども、その点についてどのように考えておられるか、お聞き

をしたいと思います。

そしてあと、小学校なんですけども、災害が起こったと。今言うている、年に3回か、避難訓練をやっておられる。学校は校長さんの指揮の下やられているのはお聞きしております。やはりこれ、学校だけに、やっぱり学校のことは学校で任せたというふうな感じではなしに、やはりそこら辺は町と連携を取りながら、やはりやらなあかんのんちやうのかなと思うし、その災害で子どもたちが外へ出られたらええけども、万が一大きな地震で校舎が崩れたりとか等がある可能性はありますわね。そんなときに対して、行政としてどのように対応するのか、その点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

やっぱりその辺のことは、これから将来を背負う子どもたち、やっぱりお母さん、お父さんもおられるし、お孫さんもおられるので、やっぱりそんなことも一遍、避難訓練は避難訓練でやればよろしいけども、万が一そのようなことが起こったときの緊急的な対応をどのようにするかということは、やはり大事なことでないのかなと思います。その点について答弁を願いたいと思います。

そして、4番目なんですけども、避難訓練ですけども、今後のことも考えて、10月20日に湖東地域であるというのをお聞きしました。前々から私も言っているんですけど、やはり各字、病院、学校、企業、福祉施設等で、やはり総合的な防災訓練を行う必要があるんじゃないかなと、私はいつも思っています。やはりそういうことをする、企業にしても、病院にしても、学校にしても、やっぱりそういう休みのときとか、病院やったら全てのところが出られなくても、交渉次第では、どこの課だけは出られますとかいって、ここだけやったら協力させてもらいますとか、そのようなものもあると思うので、今後の10月の防災訓練等について一度、そういう企業の方々とか各字に提案をしていただきたいなと私自身は思うんですけども、その点について答弁を願いたいと思います。

以上、答弁をお願いします。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、9番、西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の評価の部分と最後の訓練の部分とまとめてになりますけれども、訓練につきましては、昨年度も従来からご指摘をいただいていたので、起震車を呼んで地震体験をしたりとかいうのもできないかということで、所有しておられる県の方にも問合せをさせていただいたんですけども、既に町が予定している日はほかのところで予約が入っているとか、そういうことで来てもらえなかったのか、ちょっとそういうことで従来形になってしまったとい

うようなことでございます。

来年度につきましては、先ほども申し上げたように、県の総合防災訓練に合わせて行いますので、企業とか、例えば医師会であるとか、そういうのも含めて湖東地域全体で訓練が行われることになりますので、豊郷町内の部分でどこまでができるかは、まだ今のところ、現在計画の詳細は詰まってないので、未知数な部分がありますけれども、できるだけいろいろやりたいと思っています。ただ、先ほども申し上げているように、県の方にも人手が取られてしまうおそれもあるので、町の方がちょっとそこまで充実したことをできるかというのは、また今後、調整してまいりたいと思います。

次、2点目の備蓄のところですけども、公用車でということ、避難場所にも行って、置いておいた方がいいのではないかというご指摘ですけども、昨年まで各5か所の拠点避難場所に備蓄倉庫を建てておりました。その中に、先ほど申し上げた食料の一部であるとか、毛布とか、段ボールベッドとか、そういう部分は、一部ですけども、各避難場所の倉庫の中には既に小分けして置いております。だから、避難の初期段階で必要な分はそこから出していただければ、避難された方に回るのではないかと考えております。そこからまた人数が増えたり、期間が延びたりしたときには、また倉庫の方から運ぶということを考えております。

また、能登の事例もお出しいただきましたけども、能登の場合はやはり三方が海に囲まれた半島の先っぽやということで、かなり交通の便が悪かったという地域で、非常にご苦労されていたと思いますけれども、本町につきましては平野部の真ん中にありますので、どこからかは近寄っていけるのではないかとこのように考えておりますので、その辺がちょっと状況が違うというふうに考えております。

それから、次の女性や老人や子どもに対する避難、資機材の備蓄のことですね、生理用品であるとか、おむつであるとか、粉ミルクであるとかの部分でございますけど、これにつきましては、町からお配りさせていただいている防災マップの方で、みんなが非常持ち出し袋にはこういうのを入れておいてくださいというような形で一応書かせていただいております。なかなか種類が多くなることから、やっぱり嵩もかさばりますし、どの部分がどれだけあればいいかというのがなかなか難しい部分と、あとは、本当に地震が起こった場合はプッシュ式で全国からいろんな資機材が送られてくると考えられますので、町の方としても考えますけれども、第一にはやはり実際、自分が今使っている部分をそれぞれで備蓄なりしていただけると助かるというふうに思っております。

最後、学校の関係ですけれども、ご指摘いただきましたように町と連携ということですが、当然、学校で授業中に地震が起こったりした場合に、学校だけで何とかしなさいということはもちろんございません。町と連携して、教育委員会含め、町と連携して、何らかの対策というか、対応をしていくことになると思います。

また、校舎のことにつきましてですけれども、校舎につきましては、従来から耐震改修、補強をしておりますので、一定、建物については何とか持ちこたえてくれるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

教 育 長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教 育 長 西澤議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

今ほど総務課長の方から話がありましたように、学校での想定も必ずするようには指示をしております。ただ授業中、あるいは休憩時間中、あるいは通学路と、いろんなことを想定して、絶えず校長には、その都度適切な指示等ができるように話しております。

ご存じのように、学校も年3回、地震、火災、そして不審者等の対応の訓練、また、日栄小学校では、複合施設でもありますので、愛里保育園との合同訓練、そういったことも行っております。また、私たち教育委員会が一番大事にしなければいけないのは、子どもの身の安全、そして、不測のそういった事態が起こったときの心の安定、そういった意味では、より早く保護者の方に来ていただくのが大事なということを思っております。

ただ、この前の能登半島ではありませんけれども、道路の寸断等で保護者の方がすぐ来てもらえない、そういった状況も踏まえながら、子どもをいかに安心して保護者に引き渡せるかというようなところ辺がかぎになってくるんじゃないかなということを思っております。あらゆることを想定して、想定外のことが起こったということのないように対応していきたいと思います。

以上です。

村岸議長 再々質問。

西澤議員 ありがとうございます。前向きな答弁、ありがとうございます。やはり災害みたいなものは、ほんまにどうなるか分からんさかい、ここで一応議論をしても、起こったときしか、経験せんことには分からんと思う。やはり東北の方もそのような津波の関係で、いろんなことで経験してこられた。広島地震もそうです。何事もそうです。やはり経験した方は、今までのやっぱりいろんなことを注

意しながらされている方と、やはり私らはそういうふうな経験がないもんやさかいに、やはりどうしてもええかげん、何かやっぱり一人ひとりが、ふだんからそういうふうなことは心がけていかなあかんのかなと思います。

あと、もう1点なんですけども、ちょっと再質問のときに聞き忘れていたんやけど、豊栄のさとに仮設のトイレがありますわね。あれ、何回か使ったことはあるのかなと思って。設置しはったこと、あるのかなと思って。ちょっと聞いたら、どこに何があるとかは知らんねんけど、あの人やったら知っているというふうなことも言っとったさかいに、やはりせっかく男女ともに5セットぐらいあるのかなと思ったんやけど、ああいうものもやはり今後の訓練等で、やっぱり後々、いざというときにああやこうや、右や左や、上や下やというふうになってくるさかいに、そのようなものも必要かなと思います。

それで、お聞きすることがあるんですけども、災害が起こった、今の総務課長の答弁のその上で災害が起こったときに、応援の職員等の受入れの環境というのがやはりあると思うんです。やはり、どこに職務スペースを確保するかということが大事かなと思います。やっぱり災害対策本部、情報を集約するオペレーションルーム等も、もしくは近接した会議室等が望ましいかなというのも1つ、県からも上がっております。

あと、もう1つは、従前の対象業務の整理ですわね。応援の職員等に担ってもらう業務はどのようなことを選定しなければならないか、業務の具体的な内容とか、応援職員等に担ってもらう範囲を、範囲の理解、どのようにしてするかということが大事かなと思います。やはり、特に業務負担の大きいことがあろうと思いますので、やっぱり災害のマネジメントとか、避難所の運営とか、支援物資に係る業務とか、災害廃棄物の処理とか、いろいろあると思うんです。そのような点についても、どういうふうに対応するかということが大事だと思います。

あと、業務の継続体制も含めた受援体制の重要性、やはりこれも、どのような形で進めるかということは大事なことやと思います。

あと、実効性の向上に向けた取組ということで、やはり実効性の高い受援計画の作成とか、やっぱり役場内の取組の位置づけとか、いろいろなプロジェクトチームのワーキング等に、いろいろ等々があろうと思いますけども、そのような点についても、どのようにされるか。

あと、応援とか受援の実効性の向上に向けた研修とか訓練の実施、やっぱりそのようなことも大事だと私は思います。

いろいろ等々ありますけども、やっぱりそういう点も含めて、災害対策の訓練をして、災害が起こったと。そのときに起こった後の、今の答弁させてもらいま

した、そのような形をどのように進めていくかということは、今後の課題として大事なことだと思いますので、そのような点についても、県と議論しながら、どのように進めるかということをお願いしたいと思いますが、端的でよろしいさかいに、答弁をお願いします。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の豊栄のさとのマンホールトイレの関係ですけれども、マンホールトイレにつきましては、この秋の防災訓練のときにも、避難所班を対象にマンホールトイレの設置訓練というのをさせていただいて、万一起こったときにはこうやって作るんや、作るというか、使用できる状態にするんやというようなことは訓練をさせておりますので、万一の際には対応ができると思います。

それから、受援関係です。業務の範囲等ということも質問いただきましたが、やはり受援に関しては、今、能登町の関係の情報がどんどん県を通じて入ってきているんですけれども、やはり職員で被災して出てこられない職員がいるところとか、あとは各種申請の受付であるとか、ケース・バイ・ケースな部分がございますので、その状況に応じて支援を受ける要請をさせていただかなければならないと感じております。

またスペース、執務スペースの関係ですけど、やはり能登町でもそういうスペース、ございませんので、会議室を使って執務をされたり、また、災害対策本部については議場を使ってやられているというような情報も入っております。

また、今、つい先日ですけれども、1年または2年間の長期で職員を派遣してもらえないかというようなことがございます。万一、豊郷で起こった場合も1年とか2年とか、年単位で職員を受け入れなければならないというような状況が来るかもわかりませんので、そういう場合はまた会議室等を利用しながら、他府県の職員の応援をお願いしなければならないのではないかなというふうに考えております。

また、受援計画につきましては、先月29日、2月29日に県から説明会というか、研修会がございまして、それでうちの職員も受けておりますので、最初、町長が開会の冒頭の挨拶で述べましたとおり、今月の中頃から職員も派遣しますので、やはり帰ってきた場合には、現地で見聞きした経験を、ノウハウを町の方にフィードバックしてもらって、今後の町の防災の対策に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 それでは、次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

町長にお聞きいたします。住民の目から見た窓口サービスのあり方と改革改変を。

住民サービスの原点とも言える窓口サービスは幅広く複雑で、多くの部署が関係しています。超高齢化社会の進展や、こども家庭庁の設置など、地方分権の推進などに伴い、加速化する時代変化の中で行政事務が年々増大していることから、行政に対するニーズはますます多様化し、提供するサービスに対しても期待水準が高まり、窓口サービスにおいても、利用される住民の方々に正確な職務知識、情報を提供し、適正で正確な事務処理を公平に行うことはもとより、住民の立場に立ったきめ細やかな対応を一体的に提供する質の高いサービスが求められています。

また、利用される住民の方々も同様に複雑化し、住民の目で見たい、あるべき窓口の姿を実現していくことが職員に与えられた役割であり、重要な行政課題の1つと考えます。

この問題は、全国的にも重要な行政課題として鋭意検討、議論され、実績を上げられている自治体もあります。住民に分かりやすく示すためにも、窓口体制の改革改変、国や県の施策に順応できる体制づくりが必要と考えるが、本町ではどのような体制で業務を展開するのか、答弁を求めます。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、6番、中島議員の、住民の目から見た窓口サービスのあり方と改革改変をのご質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、国の制度改正、また地方分権や住民ニーズの変化など、役場を取り巻く環境は日々変化していつていることを実感しています。役場としましても、限られた人数の職員や庁舎のスペースや財源の中でこのような状況に対応するため、行財政改革に取り組みながら今後の事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 再質問。

中島議員 問題提起は十分理解されていると思います。その中で、いかにして住民の方々にとって便利で分かりやすく窓口サービスを受けられるか、また、易しい窓口を構築するのか、住民の皆さんから、役場に行っても何課に行けばいいのか分からないという声もまだまだ聞きます。1階には住民生活課、医療保険課、保健福祉

課などがありますが、例えば健康保険の保険証の切替えなどはどこの課に行けばいいのか、詳細な案内板も今はなく、苦勞されている人を見かけます。職員がそれに気づけば案内をしているようですが、業務に応じた分かりやすい課の名前、名称や、住民の視点に立った、分かりやすく便利で親切な窓口業務体制の構築を目指すことが、また1つの住民サービスの向上につながるのではないかと、いうふうに思います。

例えば、関連する窓口をグループ化や、案内板を色分けして、利用される方が向かうべき窓口を認識できるようにするとか、複数の課で交付している証明書、申請書を1枚に集約して、一元化的に交付できる窓口を設置するとか、申請の交付を同じ場所で行えるようにするなど、現在、役場の諸手続の窓口は住民生活課であり、一般的な手続として、転入、転出に伴う所要の手続があるが、国民健康保険、保険証に付随する福祉医療助成や児童手当などを住民課で例えば行うとか、転出、転入に伴い、加入保険の種類、養育中の子どものあるなしに関わらず、保育園への入園希望など、町民の個別状況によって、必要となる行政手続は複雑かつ、また多岐にわたります。そのため、多くの住民の皆さんが自分に必要な手続の種類や申請方法、申請先など、窓口を問い合わせることになり、全ての用件を終えるまでに時間がかかったり、必要な持ち物を用意できていなかったため、二度手間を強いられる事態が多々あるかと思っています。

例えば18歳までは教育委員会、65歳以上は地域包括センターという年齢要件で分ける方法もまた一案と考えます。住民の目線で、子どもといえはこの課、65歳以上といえはこの課に行ったらというふうに、移動が少なく、分かりやすい形で設置することで、利用される方々に、また、業務の効率化にもつながるのではないかと。子どものことでその課に行かれば、ほぼほぼ子どもに関することはそこで全部集約できる。65歳以上の方はその課に行けば、ほぼほぼそこで集約できて、申請などが終わってしまう。分かりやすい、また、移動の少ないような窓口を考えるのも必要ではないかというふうに考えます。

特に、高齢者や子どもに関する窓口は住民にとって身近な窓口になります。改革改善を望むが、国の方針や新たな業務が増え、今まではAという部署にあった業務が、今はBの方がいいよねというようなこともあるかと思っています。そのようなことがあれば、実施されている具体的な例、また、今後考えているようなことがあればお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、案内の件ですけれども、過日、予算をお認めいただきましたので、今現在、玄関入ったところ、ちょっと乱雑にモニターを置いていますところに、デジタルで案内するようというふうに今、工事の段取りをしているところでございます。それが完成しました後には各課の案内も、何とかの手続はこちら、何課みたいなの分かるような、来庁者に分かりやすい表示をできるようにということ、しかもデジタルですので、中身を変えながら表示ができるようになるので、より便利になるようというふうに努力していこうと思っております。

また、来庁者が来られた場合にワンストップ的なことでございますけれども、今現在、豊郷の役場におきましては、職員の方が住民課の窓口の方に、隣の課からでも行って、お客さんに動いてもらうんじゃなくて、職員が動くというような形でワンストップサービスをさせていただいております。年齢で課を分けるのがいいのか、また、業務ごとに分けるのがいいのか、無駄が出ないというか、ダブることがないように、限られた人間の中で回していくために、日々検討を続けてまいりたいと思っておりますし、また、今年度まで3年にわたり、行革の関係で業務の棚卸しもしていきましましたので、またそれを受けまして、改善をさせていただきたいと思えます。

また、今現在いろんなところで言われておりますけれども、D Xとか生成A I等が発達していった後には、手続がオンラインでスマホ等でできるような時代がもう間もなくやってくると言われておりますので、またそういうのにも対応した職員の研修等も、システム導入等もしていきたいと思っております。

ちなみに、手前みそになりますけれども、先日、大阪に転出しました知り合いと役場の窓口でしゃべっていましたら、大阪の市役所の人はずごく冷たいのに、豊郷の人はすごく親切やなというふうに褒めていただきましたので、今後とも職員の研修を通じて、接遇等も含めまして、住民の皆様が利用しやすい役場になればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

村岸議長

再々質問はありますか。

中島議員

別に豊郷が冷たいと言っているわけじゃないんです。今言うワンストップとかD Xを、A Iを導入される、全国的に導入の傾向的にもあるんですけど、それはまた使えない人もいるわね。そうするとまた、今言ったように冷たさも出てくるやろうし、人との関わりというのも、ものすごく大事になってくるので、そこは人とのコミュニケーションというか、ふだん、友達とは言わないけど、気楽にお話しできるような環境は必要かと思えます。

国はこどもまんなか社会を目指して、既存の行政体系を超えて取組を進める

べく、令和５年１月にこども家庭庁を設置し、子どもに関する業務の一元化を図り、今後、令和９年度までに子どもの施策の加速化プランを打ち出し、施策がますます充実すること、共に様々な業務がまた充実、拡大される中で、日本の人口の年齢別比率が劇的に変化して、超高齢化社会となり、社会構造や体制が大きな分岐点を迎えるのではないかと考えております。

雇用、医療、福祉など様々な分野に影響を与えることが予測されます。日本の人口は、２０２５年は約８００万人いる団塊の世代が後期高齢者、７５歳となり、国民の４人に１人が後期高齢者という超高齢化社会を迎え、社会保障費の増大とか、医療、介護分野の設置や少子対策が急務となっているわけですが、また、これに対応しなければならない行政の役割というものもたくさんあるかと思えます。

先ほども言ったように、また増えれば増えるほど、住民さんもだんだん分りにくくなるので、スリム化を図ってほしいなという形で、今回はこのような一般質問をしているわけですが、豊郷町でもこのような問題は常に今、認識されているようですが、より行政課題の位置づけをちょっと高くされて、豊郷らしい新たな施策の取組や、行政内で課長、課長補佐を含めて、今日言うて、明日できるわけじゃないので、半年、１年かけて、その部署にどのような問題があるのか、無駄なところは、先ほど課長も言われたとおりに業務の棚卸しをされて、スリム化されて、今ある業務だけど、本来ここになかったら駄目なんじゃないかという、そのような意見が出るか、出るか出ないかというよりも、そのような聞き取りを半年、１年かけて、より一層住民さんが使いやすい、また、職員が分かりやすく働きやすいような取組を行政内で鋭意検討、議論することを要望しますが、どうでしょうか。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃったように、こども家庭庁の関係で子どもの窓口等、またセンターを設置するような動きも全国的にはございます。本町といたしましても、今のセンターにつきましては、今年度も担当課や関係する課が集まりまして、鋭意検討を重ねてまいりました。まだ結論には至っておりませんが、令和７年度頭を目標に、何らかの結論を出せたらいいなというふうに進めてまいりたいと思っております。

議員おっしゃるように、職員も仕事しやすいように環境を整え、また、来られるお客さんにも分かりやすく親切にいけるように、職員研修も含めて頑張っ

まいりたいと思いますので、またご支援、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 お諮りいたします。

本日、予定しておりました時間より３時間ほどオーバーしておりますので、本日の会議をこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

残る一般質問は明日６日水曜日、午前９時からいたします。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

(午後３時２２分 延会)

